

第1章 広域的条件・前提条件調査

1-1 宮古島市の広域的位置付けと特色

(1)位置と地勢

①宮古島市

宮古島市は沖縄本島から南西に約 300km、東京から約 2,000km、北緯 24~25 度、東経 125~126 度に位置し、大小 6 つの島（宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島、大神島）で構成されています。

島々は全体が概ね平坦で低い台地状を呈し、大きな河川もなく、生活用水等のほとんどを地下水に頼っています。

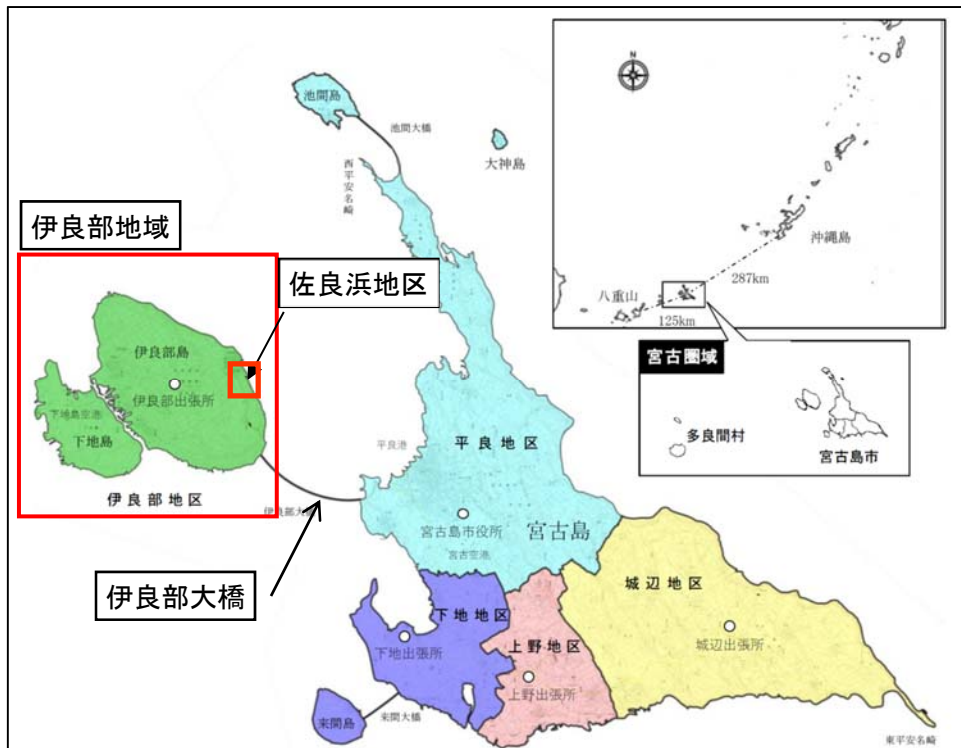
宮古島市は、2005 年に平良市、下地町、上野村、城辺町、伊良部町の 5 市町村が合併し誕生しました。現在は、平良地区、下地地区、上野地区、城辺地区、伊良部地区の 5 つの地区に区分されています。

②伊良部地域と佐良浜地区

本業務は伊良部地域（以下、本地域という。）を対象とします。本地域は、宮古島の北西 4km に位置する伊良部島と下地島からなる旧伊良部町域（面積 3,920ha）で構成されています。伊良部島は内陸部が農用地利用され、西に農業集落、東に漁業集落が存在しています。一方、下地島は主に空港利用されている県有地と農地からなっています。

宮古島と伊良部島を結ぶ伊良部大橋が 2015（平成 27）年に開通し、2019（平成 31）年 3 月には下地島空港の新ターミナルが開業しました。

佐良浜地区は、池間添と前里添の 2 つの字で構成されており、佐良浜漁港を中心とした斜面地に集落が形成された特有の景観を有する一方、急傾斜地の崩壊など災害発生の危険性を有しており、安全・安心の確保に向けた都市基盤整備の推進が求められています。

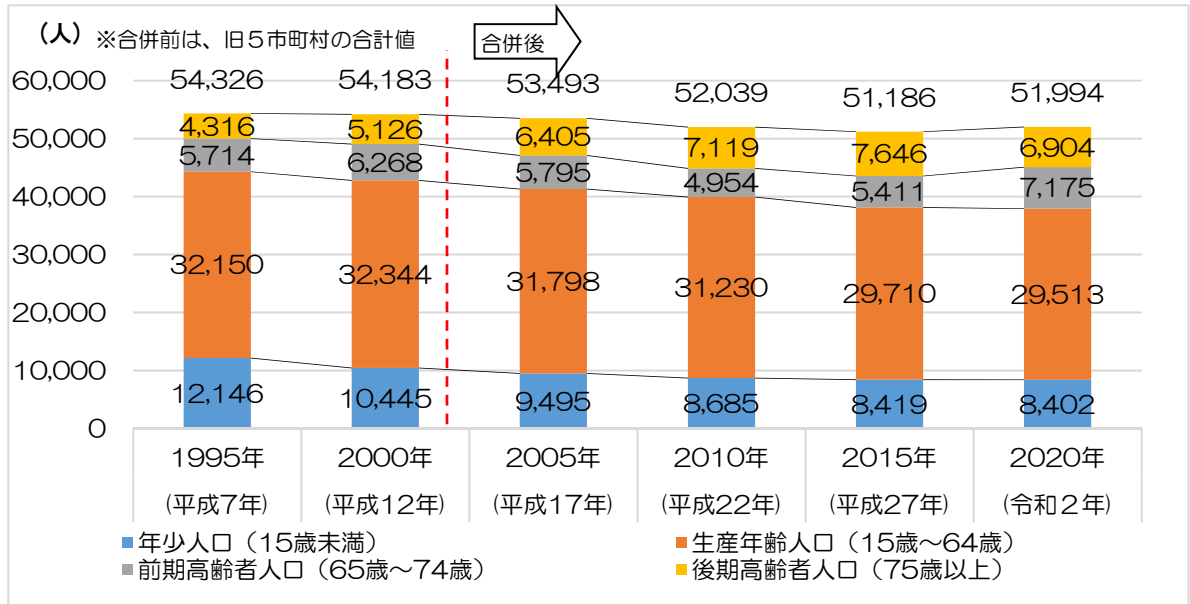


1-2 宮古島市全体の人口動向・将来人口の把握

(1)宮古島市

①宮古島市の人口推移〔国勢調査〕（平成7年～令和2年）

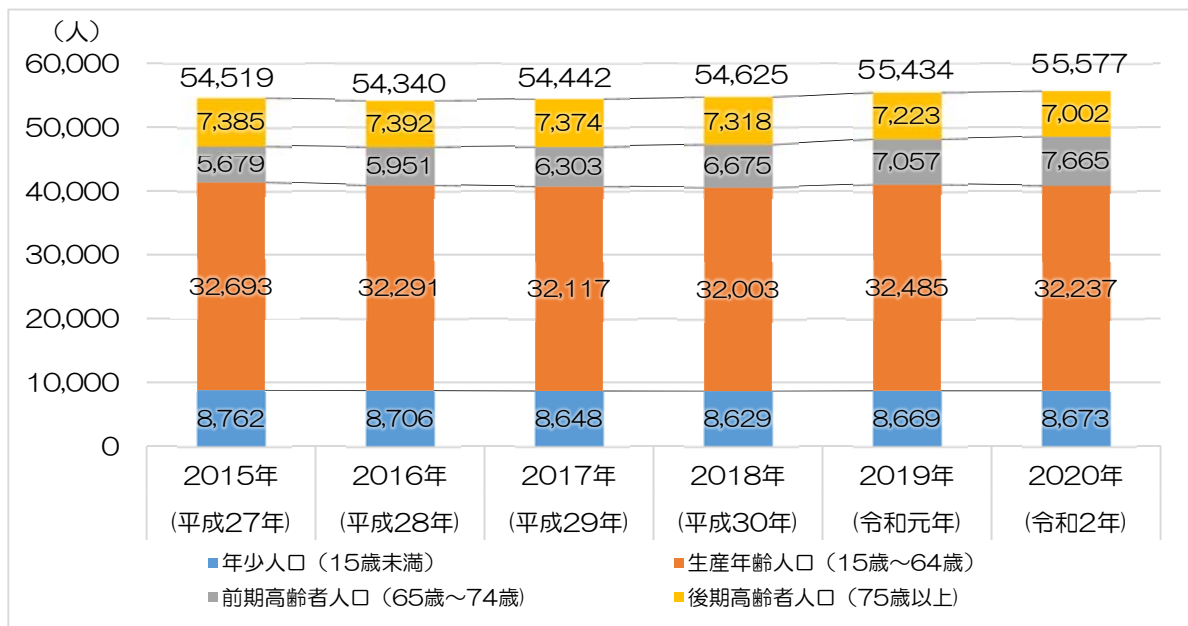
本市の人口は、国勢調査結果によると、2020（令和2）年で 51,994 人となっており、1995（平成7）年の 54,326 人から減少傾向にあります。また、年齢別の人口構成をみると、後期高齢者（75歳以上）の増加、年少人口の減少がみられます。



国勢調査を基に作成

②宮古島市の人口推移〔住民基本台帳〕（平成27年～令和2年）

住民基本台帳によると、総人口は、2016（平成28）年が最も少なく、それ以降は微増傾向にあります。年少人口、生産年齢人口ともに、2018（平成30）年を最少とし微増、後期高齢者人口は、2016（平成28）年を最多とし減少がみられます。



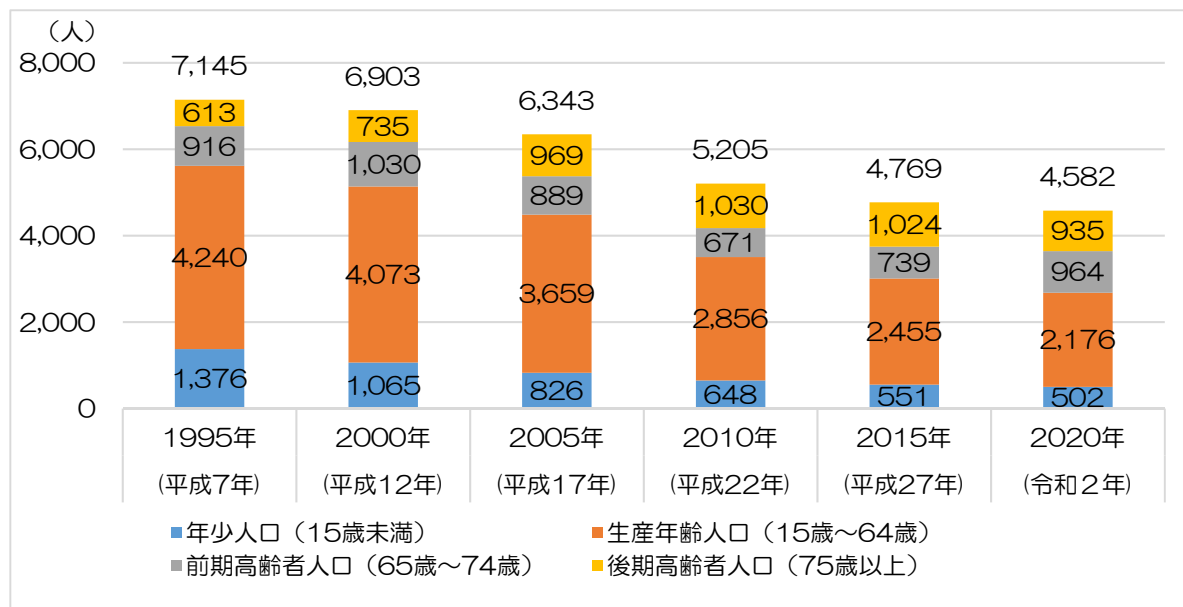
住民基本台帳を基に作成

(2)伊良部地域

①伊良部地域の人口推移 [国勢調査] (平成7年～令和2年)

伊良部地域の人口は、国勢調査結果によると、2020（令和2）年で4,582人となっており、1995（平成7）年の7,145人から減少傾向にあります。

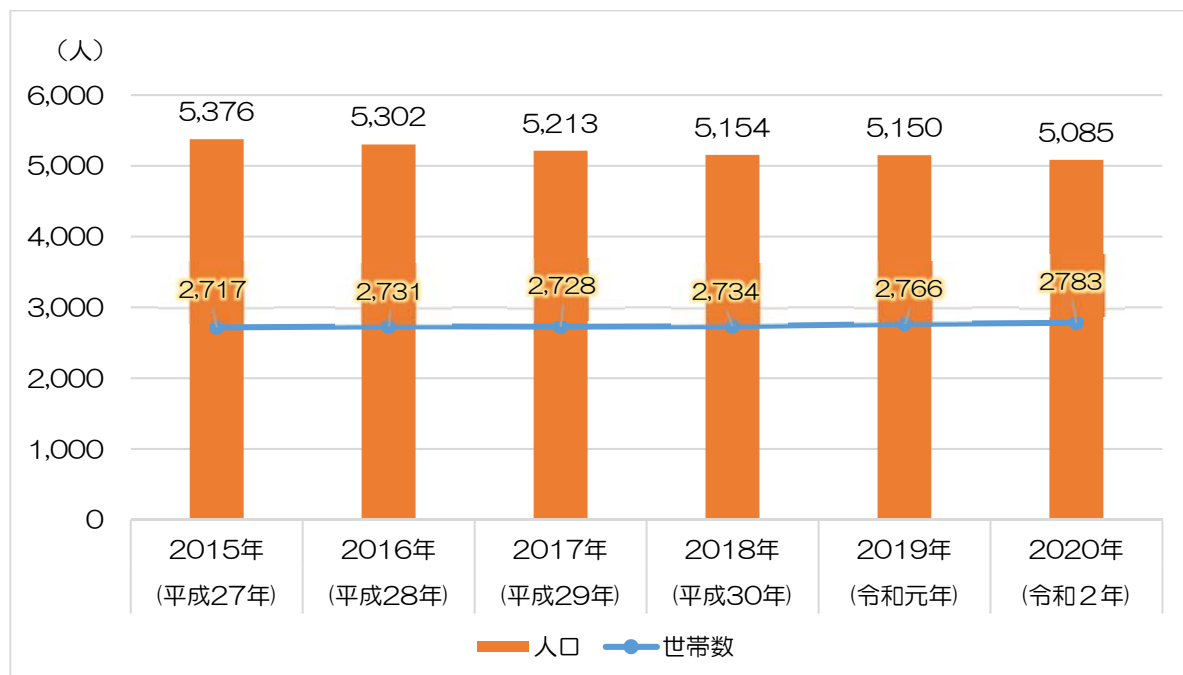
また、年齢別の人口構成をみると、生産年齢人口と年少人口が減少しており、後期高齢者人口が増加傾向です。



国勢調査を基に作成

②伊良部地域の人口推移 [住民基本台帳] (平成27年～令和2年)

住民基本台帳によると、2015（平成27）年以降の人口は減少している一方、世帯数については増加傾向となっており、1世帯あたりの人員の数の減少が見られます。

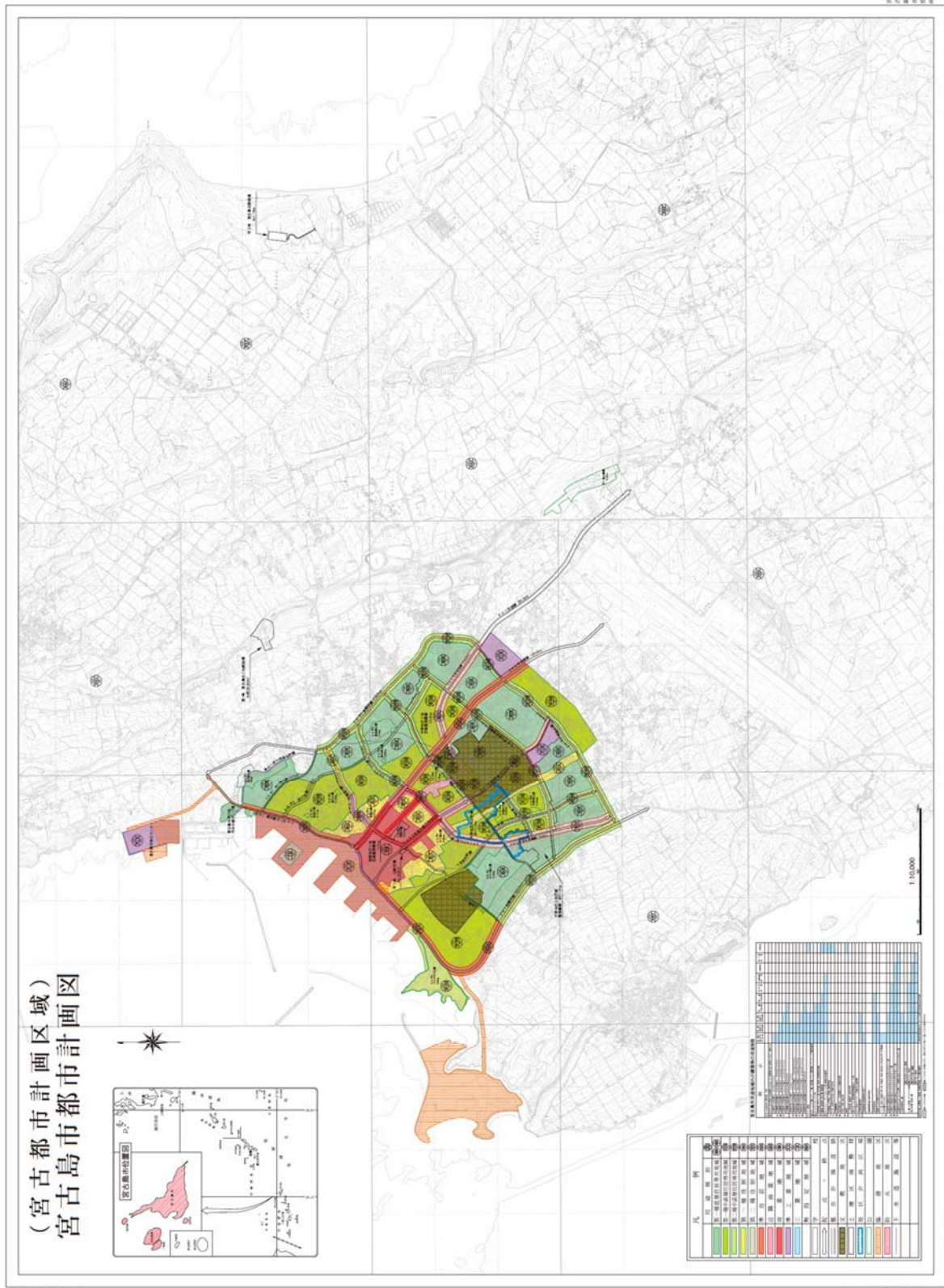


住民基本台帳を基に作成

1-3 法規制状況の整理

(1) 都市計画区域

本市は、宮古島、池間島、来間島、大神島の4島が、宮古都市計画区域に含まれますが、伊良部地域は都市計画区域外となっています。



宮古島市都市計画図 (平成 27 年 3 月作成)

(2)その他法規制（伊良部地域）

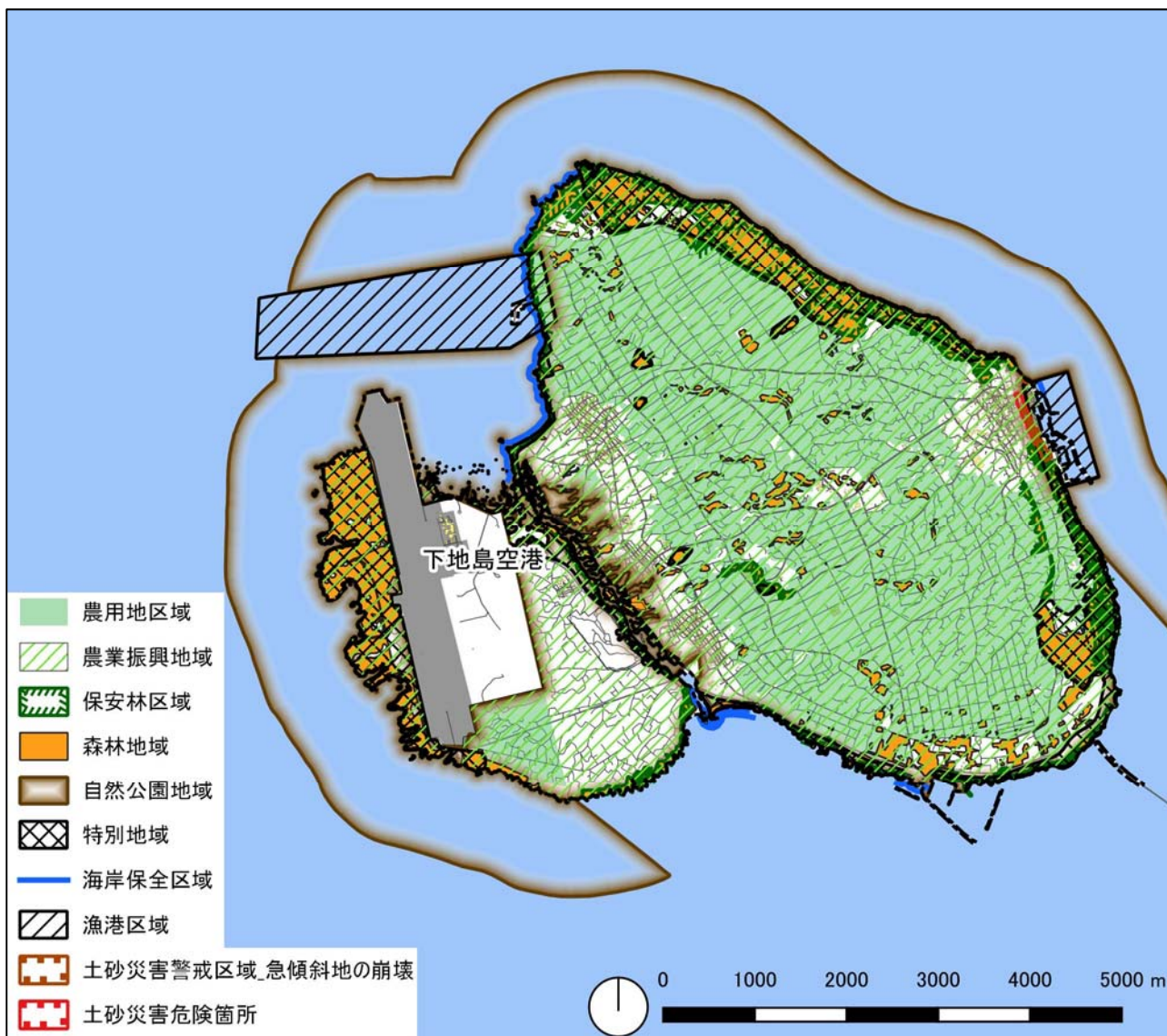
都市計画区域外である伊良部地域においては、下地島空港を除く全域が農業振興地域となっており、その大部分が農用地区域です。

森林地域の内大部分のエリアは、保安林や自然公園地域の特別地域に指定され、自然環境の保全が図られています。

佐良浜漁港と佐和田漁港はその周辺海域が漁港区域となっており、海岸・海域の自然環境保全を目的とした自然公園地域から除外されています。

佐良浜地区の一部に、土砂災害警戒区域と土砂災害危険箇所が指定されています。

伊良部島の西側の海岸一部及び佐良浜漁港の北側の一部に海岸保全区域が指定されています。



都市計画基礎調査（H28・H30）を基に作成

1-4 伊良部地域の開発動向の把握

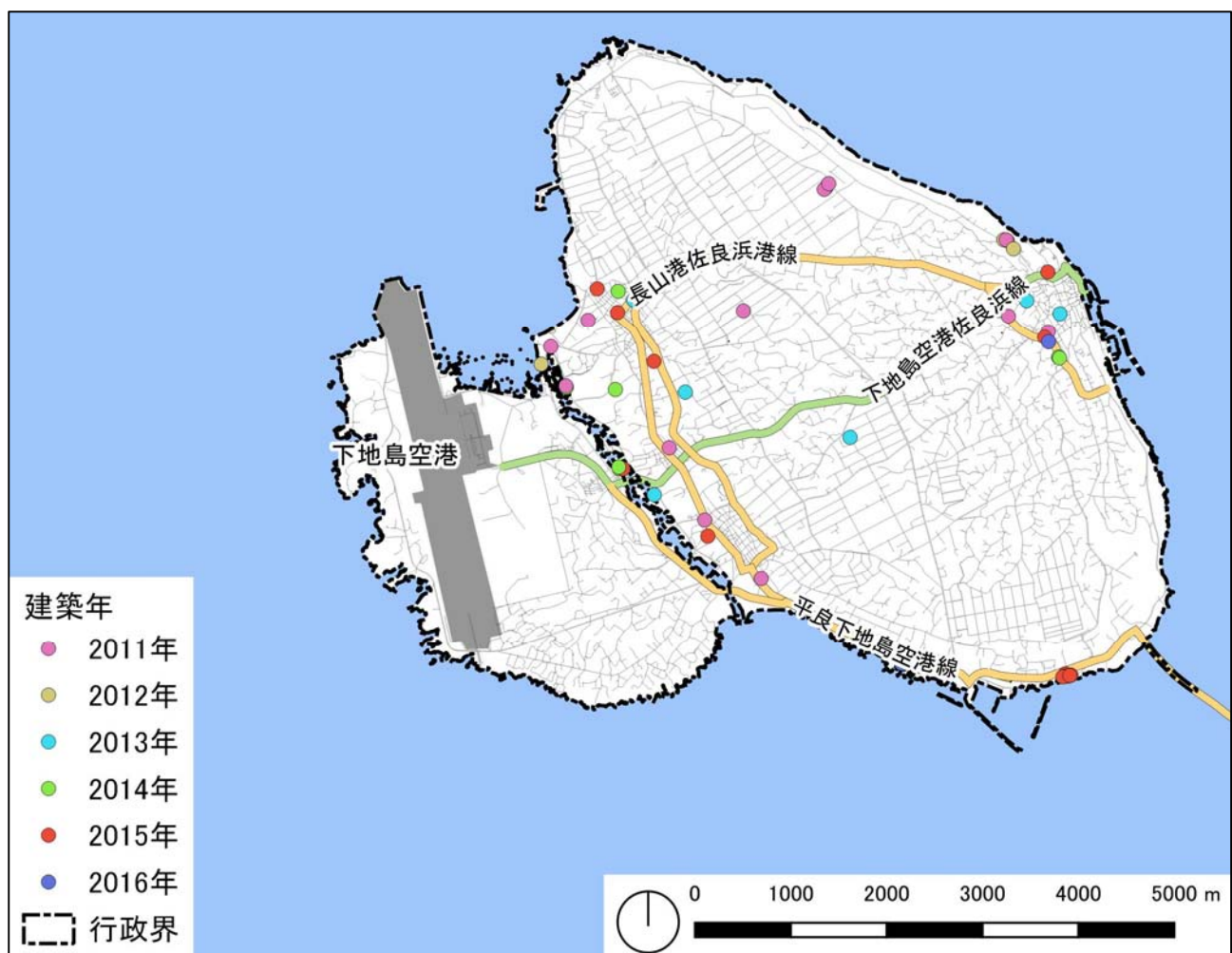
(1) 新築状況

2011（平成23）年から2016（平成28）年までの新築状況は、以下のとおりです。

伊良部地域に57件の新築があり、建物用途については、共同住居が最も多く25件、次いで運輸施設が17件となっています。

単位：件

	共同住居	店舗併用住宅	店舗併用共同住宅	商業系用途複合施設	運輸施設	農林漁業用施設	供給処理施設	空屋	合計
2011年（H23）	5	0	2	1	2	0	2	4	16
2012年（H24）	2	0	2	0	0	0	0	0	4
2013年（H25）	5	0	0	0	0	0	0	1	6
2014年（H26）	5	0	0	0	4	1	1	0	11
2015年（H27）	7	1	0	0	9	0	0	0	17
2016年（H28）	1	0	0	0	2	0	0	0	3
合計	25	1	4	1	17	1	3	5	57



都市計画基礎調査を基に作成

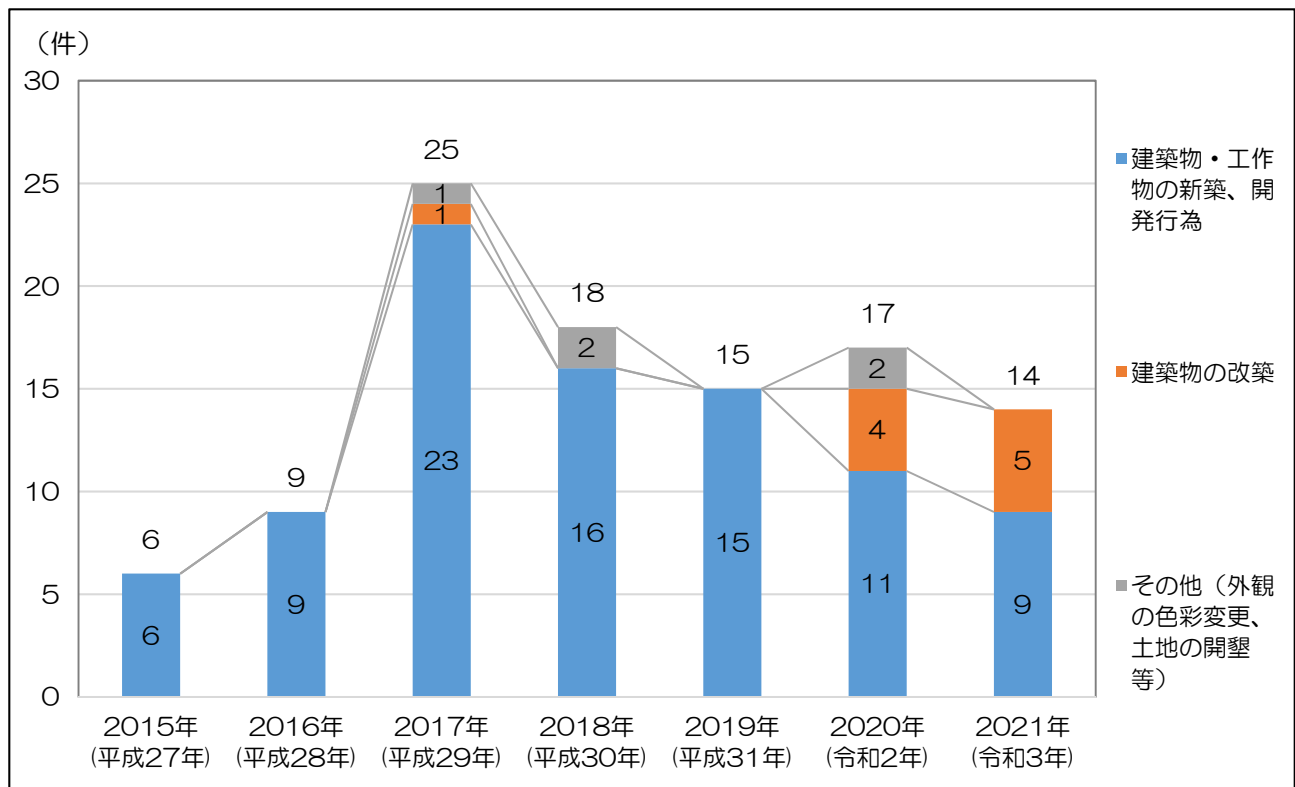
(2) 景観計画の届出件数

伊良部地域における景観計画の届出件数は、2015（平成 27）年から 2017（平成 29）年にかけて増加し、2018（平成 30）年から 2021（令和 3）年までは 14～18 件の間で横ばいとなっています。届出内容については、「建築物・工作物の新築、開発行為」が最も多くなっています。

■ 内容別の届出数

単位：件

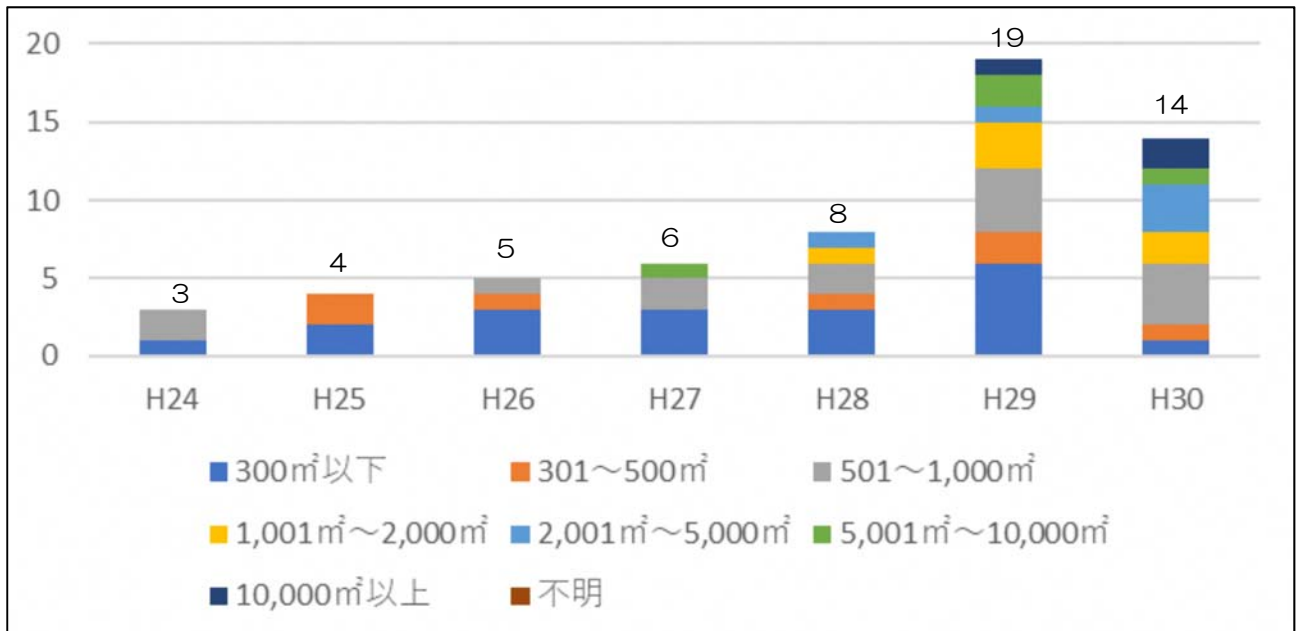
申請年	届出内容 建築物・工作物の新築、 開発行為	建築物・工作物の 増築・改築	その他（外観の色彩変 更、土地の開墾等）	計
2015 年(H27)	6	0	0	6
2016 年(H28)	9	0	0	9
2017 年(H29)	23	1	1	25
2018 年(H30)	16	0	2	18
2019 年(H31)	15	0	0	15
2020 年(R2)	11	4	2	17
2021 年(R3)	9	5	0	14
計	89	10	5	104



景観台帳を基に作成

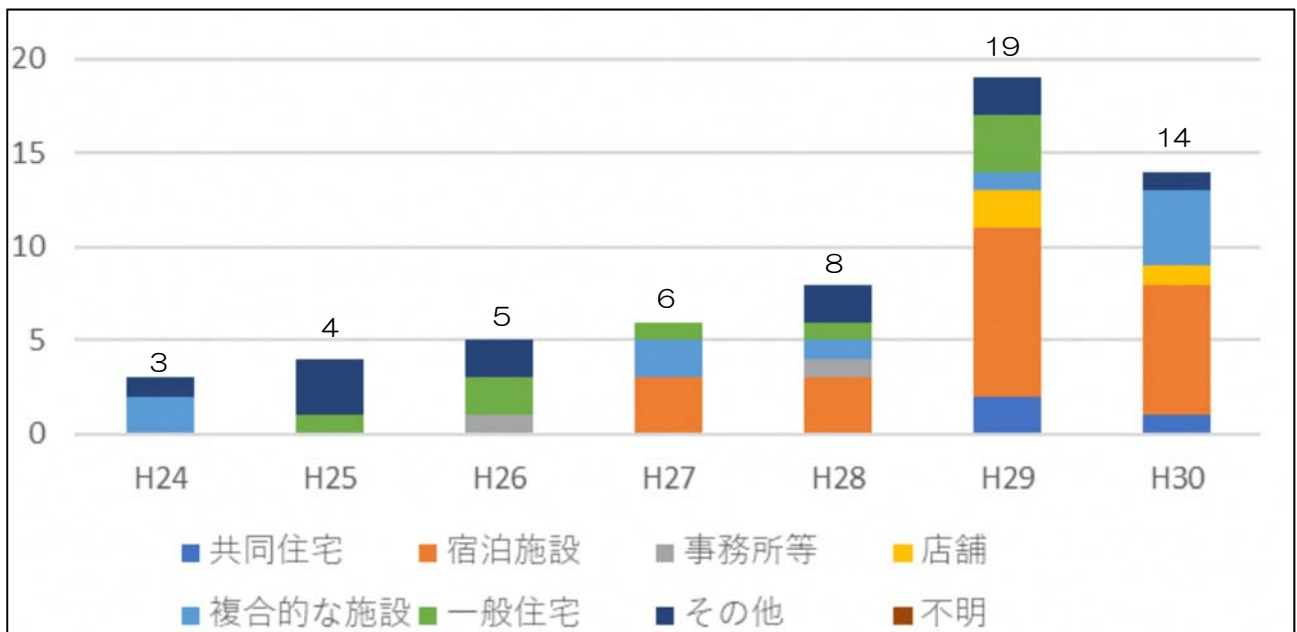
■建築物における面積別の届出数

届出対象行為の内建築物について面積別に見ると、2012（平成24）年以降2017（平成29）年にかけて増加しており、300㎡以下が最も多く、2012,2015,2017,2018（平成24,27,29,30）年では次いで500～1,000㎡が多くなっています。



■建築物における用途別の届出数

届出対象行為の内建築物について用途別に見ると、2015（平成27）年以降宿泊施設が最も多くなっています。

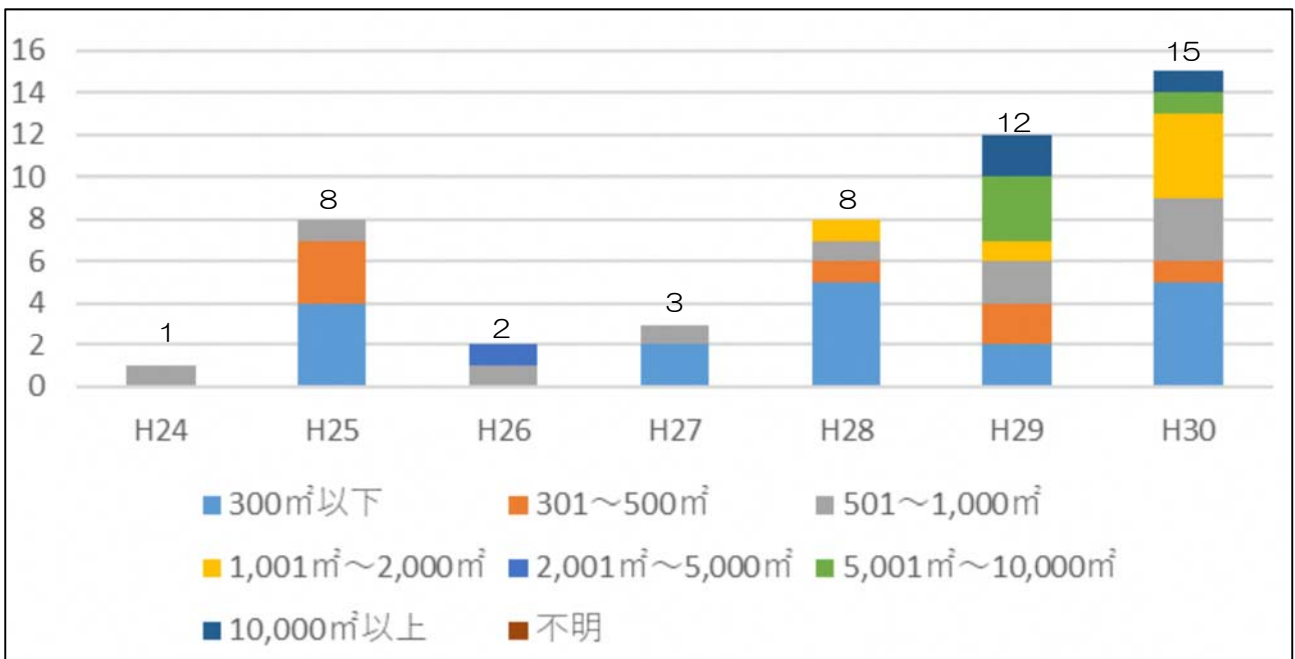


(3) 建築確認申請

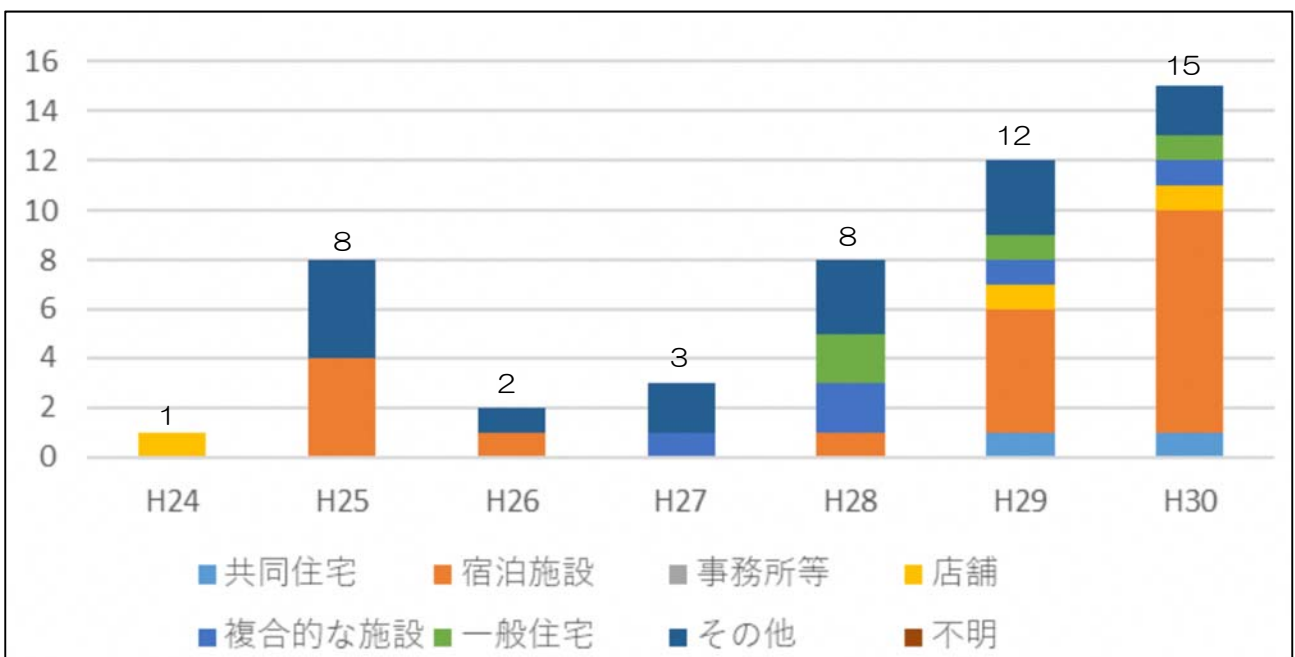
伊良部地域における建築確認申請は、2014（平成 26）年より増加しており 2018（平成 30 年）に 15 件となっています。面積別に見ると年によってばらつきがあるものの、2012～2018（平成 24～30）年の 7 年間の累計では 300 ㎡未満が最も多くなっています。また、用途別に見ると宿泊施設が最も多くなっています。

ただし、伊良部地域においては、都市計画区域外であることから建築確認申請が不要の場合があります。

■面積別の建築確認申請

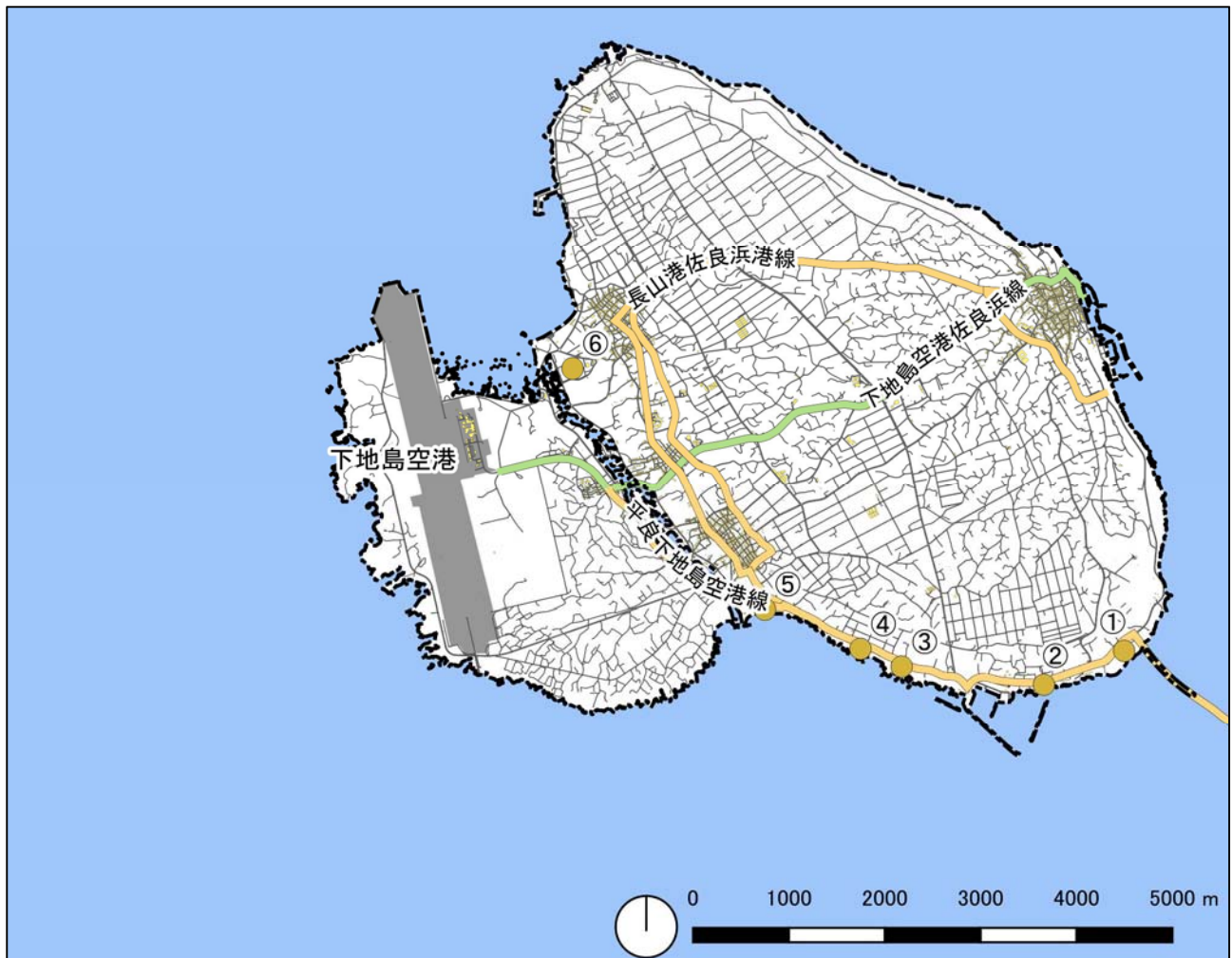


■用途別の建築確認申請



(4)開発行為

1992（平成4）年から2019（令和元）年にかけての伊良部島における開発許可申請は6件です。その多くが、伊良部大橋の周辺から渡口の浜にかけての伊良部島南海岸となっており、リゾートホテルやレストラン等の用途です。



番号	建物の用途	開発区域面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	高さ(最高) (m)
①	宿泊施設	21,292.00	6,959	11.85
②	ホテル、レストラン、機械室	22,563.18	3,572.0	6.49
③	宿泊施設及びサービス施設	13,246.00	1,730	6.5
④	ホテル	11,491.00	2,271	12.9
⑤	ホテル	10,729.28	657.8	3.70
⑥	野球場及び附帯施設（メインスタジアム棟、スポーツ交流棟、屋外便所、東屋、ステージ）	83,090.30	1,535.5	15.90

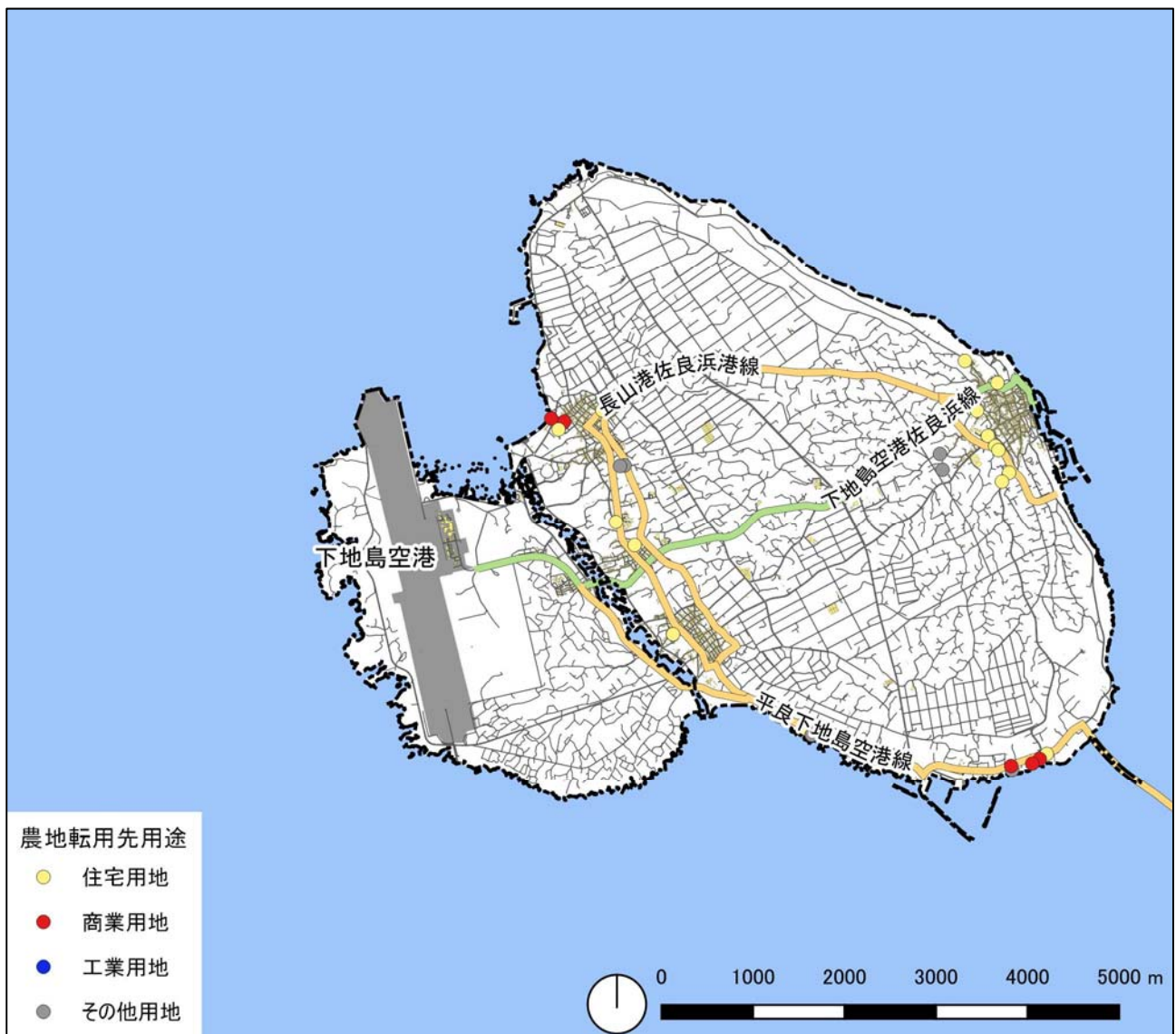
都市計画基礎調査（H28-H30）及び、市都市計画資料を基に作成

(5) 農地転用申請状況

2011（平成 23）年から 2020（令和 2）年までの農地転用申請状況は、以下の通りです。
 農地から転用先の用途については、伊良部地区の住宅用地が 55.3%、商業用地が 18.4%、公共
 施設用地は 2.6%となっています。

	転用件数	転用件数の割合				
		住宅	商業	工業	公共	その他
伊良部地域	96 件	55.3%	18.4%	0.0%	2.6%	23.7%

2015（平成 27）年までは都市計画基礎調査（H28・H30）、それ以降は農業委員会提供資料を基に作成



都市計画基礎調査（H28・H30）を基に作成

1-5 上位関連計画の把握

本業務の調査・検討にあたり、宮古島市全体のまちづくり政策の方向性及び、伊良部地域、佐良浜地区の位置づけや上位関連計画に示されたプロジェクト等について整理します。

本業務において整理する上位関連計画は、次の(1)～(17)とします。

(1)	国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～
(2)	沖縄21世紀ビジョン
(3)	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画
(4)	第5次沖縄県国土利用計画
(5)	沖縄県土地利用基本計画
(6)	宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更(素案)
(7)	宮古島市総合計画
(8)	第2期宮古島市人口ビジョン 第2期宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略
(9)	第2次宮古島市国土利用計画
(10)	宮古島市都市計画マスタープラン
(11)	第2次宮古島市観光振興基本計画
(12)	宮古島市景観計画
(13)	宮古島市国土強靱化地域計画
(14)	宮古島市地域防災計画
(15)	下地島土地利用基本計画
(16)	宮古島市下地島農業基本計画書
(17)	下地島空港及び周辺用地利活用基本方針

(1)国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～

名 称	国土のグランドデザイン2050～対流促進型国土の形成～
策定時期	平成26年7月
策定機関	国土交通省
計画期間等	
目 的	「本格的な人口減少社会の到来、巨大災害の切迫等に対する危機意識を共有しつつ、2050年を見据え、未来を切り開いていくための国土づくりの理念・考え方を示すものです。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■時代の潮流と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ①急激な人口減少、少子化 ②異次元の高齢化の進展 ③都市間競争の激化などグローバル化の進展 ④巨大災害の切迫、インフラの老朽化 ⑤食料・水・エネルギーの制約、地球環境問題 ⑥ICTの劇的な進歩など技術革新の進展 <p>■基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①コンパクト＋ネットワーク ②多様性と連携による国土・地域づくり ③人と国土の新たなかかわり ④世界の中の日本 ⑤災害への粘り強くしなやかな対応 ⑥国土づくりの理念（多様性、連携、災害への粘りしなやかな対応） <p>■基本戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ①国土の細胞としての「小さな拠点」と、高次地方都市連合等の構築 ②攻めのコンパクト・新産業連合・価値創造の場づくり ③スーパー・メガリージョンと新たなリンクの形成 ④日本海・太平洋2面活用型国土と圏域間対流の促進 ⑤国の光を観せる観光立国の実現 ⑥田舎暮らしの促進による地方への人の流れの創出 ⑦子供から高齢者まで生き生きと暮らせるコミュニティの再構築 ⑧美しく、災害に強い国土 ⑨インフラを賢く使う ⑩民間活力や技術革新を取り込む社会 ⑪国土・地域の担い手づくり ⑫戦略的サブシステムの構築も含めたエネルギー制約・環境問題への対応 	

■目指すべき国土の姿

①実物空間と知識・情報空間が融合した「対流促進型国土」の形成

- 地球表面の実物空間（「2次元的空間」）と知識・情報空間が融合した、いわば「3次元的空間」
- 数多くの小さな対流が創発を生み出し、大きな対流へとつながっていく、「対流促進型国土」

②大都市圏域

- 世界最大のスーパー・メガリージョンを軸とした国際経済戦略都市へ
- 大都市も人口減少時代に突入。効率性を高め、より一層筋肉質の都市構造へ

③地方圏域

- 小さな拠点、コンパクトシティ、高次地方都市連合などから形成される活力ある集積へ
- 大都市圏域と連携しつつ、世界とも直結。多自然生活圏域の形成

④大都市圏域と地方圏域 —依然として進展する東京一極集中からの脱却—

⑤海洋・離島

- 我が国の主権と領土・領海を堅守するとともに、447万k㎡の領海・排他的経済水域のすべてを持続可能な形で最大限活用
- 国境離島に住民が住み続けることは国家国民にとっての利益。いわば「現代の防人」

(2) 沖縄21世紀ビジョン

名 称	沖縄 21 世紀ビジョン
策定時期	平成 22 年 3 月
策定機関	沖縄県
計画期間等	概ね 2030 年を想定
目 的	県民の参画と協働のもと、将来（概ね 2030 年）のあるべき沖縄の姿を描き、その実現に向けた取り組みの方向性と、県民や行政の役割などを明らかにする基本構想です。沖縄県として初めて策定した長期構想で、沖縄の将来像の実現を図る県民一体となった取り組みや、これからの県政運営の基本的な指針となるものです。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■基本理念</p> <p>21 世紀に求められる人権尊重と共生の精神を基に、“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな「美ら島」おきなわ”を創造する。</p> <p>■将来像</p> <ol style="list-style-type: none"> ①沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島 ②心豊かで、安全・安心に暮らせる島 ③希望と活力にあふれる豊かな島 ④世界に開かれた交流と共生の島 ⑤多様な能力を発揮し、未来を拓く島 <p>■「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画【改定計画】（沖縄振興計画）」（平成 29 年 5 月）における宮古圏域の基本方向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境共生型社会の構築 ・拠点都市機能の充実 ・圏域の特色を生かした産業イノベーションの推進 ・生活圏の充実 ・国際交流等の推進 <p>■宮古圏域の位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環型社会の形成（再生可能エネルギーの導入を推進、廃棄物の効率的な処理を促進、水資源の有効利用を推進） ・国際線やプライベートジェット機等の受入体制構築を促進 ・環境共生型観光地の形成 ・産業イノベーション制度の活用 ・農林水産業の振興 ・生活圏の充実（交通基盤の整備、医療・福祉の安定、高度情報通信技術の利活用環境の形成） ・ビジネスモデルの創出（エコアイランド実現に向けたノウハウを活用） 	

(3)新・沖縄21世紀ビジョン基本計画

名 称	新・沖縄21世紀ビジョン基本計画
策定期間	令和4年5月
策定機関	沖縄県
計画期間	令和4年度～令和13年度（10年間）
目 的	これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であり、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像の実現に向けた取組の方向などを踏まえ、沖縄の福利を最大化すべく、計画における「基本方向」や「基本施策」などを明らかにしたものです。あわせて、沖縄振興特別措置法に位置付けられた沖縄振興計画としての性格を持ち合わせています。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■計画の目指すべき姿と目標</p> <p>【目指すべき姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な沖縄の発展 ・誰一人取り残さない社会 ・ウィズコロナの新しい生活様式から、感染症収束後におけるポストコロナのニューノーマル（新たな日常）に適合する安全・安心で幸福が実感できる島 ・アジアをはじめ世界と我が国との架け橋 ・持続可能な発展メカニズムの構築 ・我が国の持続可能な発展に貢献 <p>【目標】 本県の自立的発展と住民が豊かさを実感できる社会の実現</p> <p>■基本方向</p> <p>【施策展開の基本的指針】 「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成</p> <p>【施策展開の3つの枠組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会：平和で生き生きと暮らせる「誰一人残すことのない優しい社会」の形成 ・環境：人々を惹きつけ、ソフトパワーを具現化する「持続可能な海洋島しょ圏」の形成 ・経済：世界とのつながり、時代を切り拓く「強くしなやかな自立型経済」の構築 <p>■宮古圏域の位置づけ</p> <p>【県土の広域的な方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や伝統文化等の保全と次代への継承を要件に、<u>持続可能な発展</u>に取り組む。 ・宮古・八重山圏域における<u>地域間連携を強化し</u>、交通、生活環境基盤、教育・文化、医療、福祉等の各分野における<u>共通課題の解決</u>を図る。 ・宮古・八重山が一体となった戦略的な取組を促進し、<u>地域間連携の相乗効果</u>を高めることによる、<u>持続可能な発展を支える活力ある地域圏の形成</u>を図る。 ・ICT や先進技術・システムを積極的に導入・活用した<u>スマートアイランドの実現</u>に向けた取組を推進する。 <p>【展開の基本方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業及び、魅力ある<u>地域の資源を生かした地場産業の振興</u>を図る。 ・宮古空港・下地島空港・平良港を中心に<u>人流・物流機能の充実</u>を図る。 ・生活環境基盤の整備、割高な生活コストの低減など<u>定住条件の整備</u>を図る。 	

(4)第5次沖縄県国土利用計画

名 称	第5次沖縄県国土利用計画
策定期期	平成30年2月(決定)
策定機関	沖縄県
計画期間	平成30年度～令和9年度(10年間)
目 的	沖縄県国土利用計画は、沖縄県土地利用基本計画及び市町村国土利用計画の基本となるものです。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■県土利用の基本方針</p> <p>1.適切な県土管理を実現する県土利用(県土管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能等の中心部や生活拠点等への集約 ・優良農地の確保 ・森林の保全(水源の涵養機能の維持) ・生態系の維持及び陸域・水辺環境の保全 <p>2.自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用(自然共生)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーンインフラ(屋上緑化、多自然川づくり等)の取組の推進 ・生態系の維持及び水辺環境の保全 <p>3.安全・安心を実現する県土利用(防災・減災)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハードとソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策の推進 ・公共施設の立地を通じ居住を安全な地域に誘導 ・経済社会上重要な諸機能の適正配置やバックアップ <p>4.駐留軍用地跡地利用の推進(跡地利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ計画的な土地利用 ・新たな経済活動の拠点形成 <p>5.沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域拠点間を結ぶ交通ネットワークの構築 ・自立型経済の構築に向けた取組の推進 <p>■宮古圏域の概要(伊良部地域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の継承・発展 ・郊外部及び周辺離島における都市的土地利用の生活拠点への集約化 	
<p>第5次全国計画を基本</p> <p>沖縄県独自の方針</p>	

(5) 沖縄県土地利用基本計画

名 称	沖縄県土地利用基本計画
策定期期	令和2年11月
策定機関	沖縄県
目 的	沖縄県土地利用基本計画は、沖縄県国土利用計画を実現するための土地利用の基本方向を示すものであるとともに、国土利用計画法に基づく土地取引の規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■ 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな県土の均衡ある発展を図る <p>■ 基本方針</p> <ol style="list-style-type: none">① 適切な県土管理を実現する県土利用② 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用③ 安全・安心を実現する県土利用④ 駐留軍用地跡地利用の推進⑤ 沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用⑥ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用⑦ 多様な主体による県土の県民的経営	

(6)宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更(素案)

名称	宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更(素案)
策定期間	※改定作業中
策定機関	沖縄県
目的	宮古都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、海に育まれた独立性の高い島しょ都市という地域特性を最大限活かし、おおむね20年後の将来の姿を住民と共有し、その将来像実現のための方向性を明確にするものです。 なお、宮古都市計画区域においては都市計画区域外である伊良部地域の将来的な編入を見据え、一体的・総合的な都市計画の展開が重要です。
概要 ※関連部分のみ抜粋	
沖縄県の方向性	
<p>■沖縄県の基本理念</p> <p>“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな「美ら島」おきなわ”</p> <p>■めざすべき5つの将来像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にする島 2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島 3) 希望と活力にあふれる豊かな島 4) 世界に開かれた交流と共生の島 5) 多様な能力を發揮し、未来を拓く島 <p>■将来像の実現に向けた基本的な考え</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を生かした個性豊かで活力ある地域づくり ・主体性・自立性を基軸とする地域づくり ・多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり <p>■共通目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然・歴史・文化を活かした、個性豊かで活力のある都市「我した島沖縄の」 ・地域自らが考えつくる、快適で潤いのある都市「特色ある」 ・都市機能の有機的連携と交流による安全・安心な都市「ゆいまーるのまちづくり」 <p>■共通理念</p> <p>我した島沖縄の特色あるまちづくり</p>	
宮古都市計画区域の方向性	
<p>■都市計画の将来像</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自然と共生するエコアイランド ②伝統行事・祭事がいきづく歴史文化都市 ③世界へ開く持続可能な観光都市 ④世界が集うスポーツ交流都市 ⑤便利で快適、うむやす(安心できる)島しょ都市 ⑥地域をつなぐ情報都市 	

宮古都市計画区域の方向性（伊良部地域）

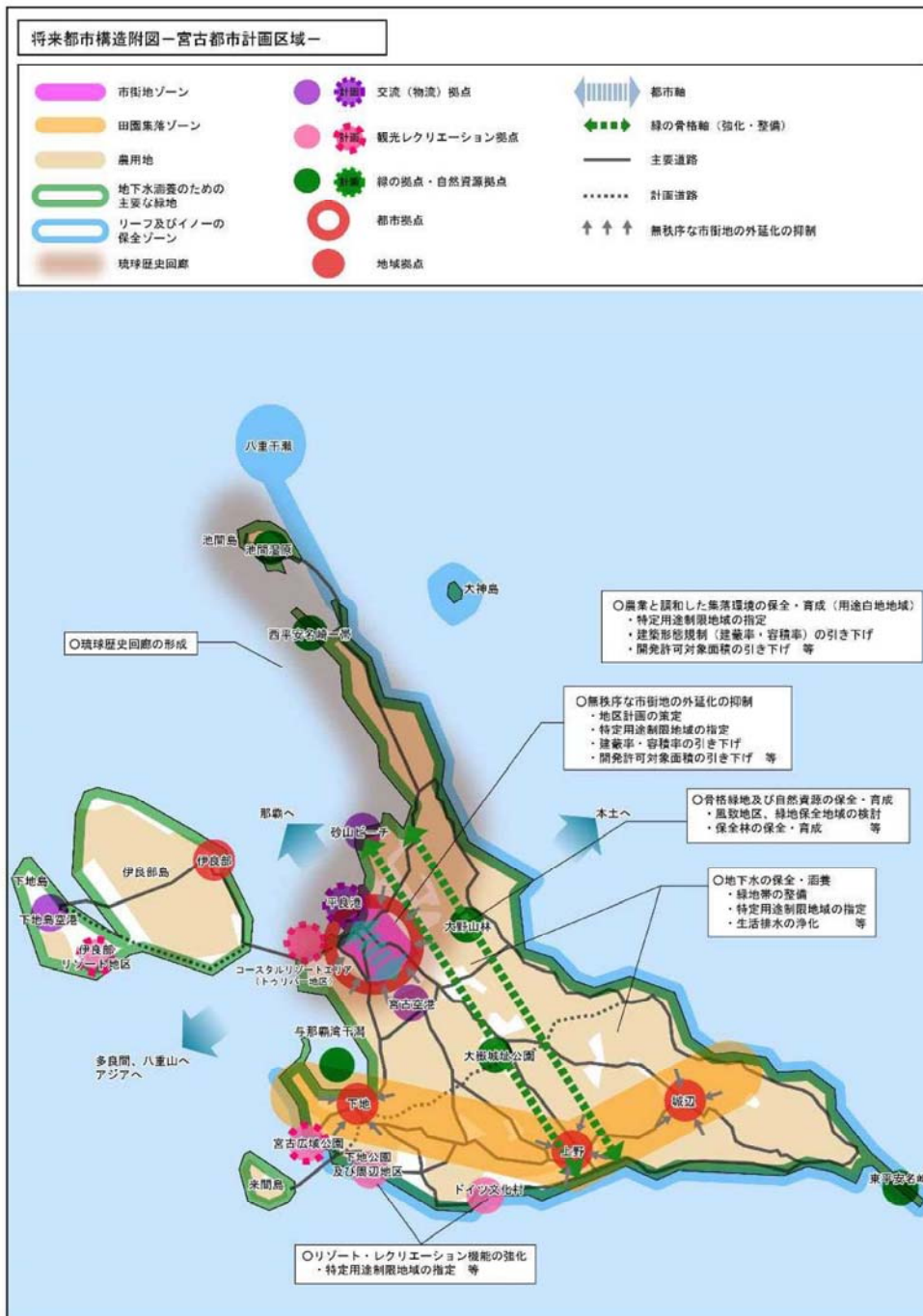
・景観形成系統

伊良部大橋からの景観対象となる西海岸の海岸景観の保全や緑化、宮古空港・下地島空港へアプローチする道路の緑化等を推進し、シンボリックな空間の整備を促進。

・都市計画区域の再編

伊良部大橋の供用やみやこ下地島空港ターミナル開業による都市活動の変化などを勘案しつつ、伊良部地域の都市計画区域編入も含めて検討が必要。

■将来都市構造図



(7)宮古島市総合計画

名 称	宮古島市総合計画
策定期間	平成 29 年 4 月（※第二次基本計画策定中）
策定機関	宮古島市
計画期間	基 本 構 想：平成 29 年度～令和 8 年度（10 年間） 第二次基本計画（前期）：平成 29 年度～令和 3 年度（5 年間） 第二次基本計画（後期）：令和 4 年度～令和 8 年度（5 年間）
目 的	市民、事業者、行政、地域団体など宮古島市に関わる全ての人々との協働のもと、夢と希望にあふれたまちづくりを実現するため、宮古島市のまちづくりの指針となる「第 2 次宮古島市総合計画」を策定します。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■基本理念</p> <p>心かよう夢と希望に満ちた島 宮古^{みやこ}～みんなで創る結いの島～</p> <p>■将来人口の目標</p> <p>50,000 人（令和 8 年）</p> <p>■基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水や豊かな自然環境と共生したエコアイランド宮古 ・子どもたちが笑顔にあふれ活力と郷土愛に満ちた宮古 ・一人ひとりが支え合い幸せと潤いのある健康福祉の宮古 ・島の特色を活かした産業の振興、多彩な交流・活力にあふれる宮古 ・安全・安心で快適な暮らしが持続する宮古 ・市民との協働により夢と希望に満ちた島、宮古 <p>■土地利用の方針（伊良部地域）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伊良部島の国営土地改良事業 ・漁業関連施設の整備（佐良浜区域） ・無秩序な開発の防止に努める ・地域住民の生活環境の向上 ・地域全体を見通した土地利用 ・空港施設とその機能を活かした新たな地域開発の展開（下地島） ・防災体制の強化 	

(8)「第2期宮古島市人口ビジョン」及び「第2期宮古島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」

第2期宮古島市人口ビジョン

名称	第2期 宮古島市人口ビジョン
策定期期	令和2年3月
策定機関	宮古島市
計画期間	令和3年度～令和42年度（約40年間）
目的	人口ビジョンは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、これまでの人口動態や現状の課題、将来の推計人口を踏まえ、将来に向けた持続可能な島づくりのための効果的な施策を企画立案する上で重要な指標とするために策定するものです。

概要 ※関連部分のみ抜粋

■目指すべき将来の方向

①自然減を抑制するための基本的方向

- ・若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなうとともに、安心して暮らせる島づくりを目指す

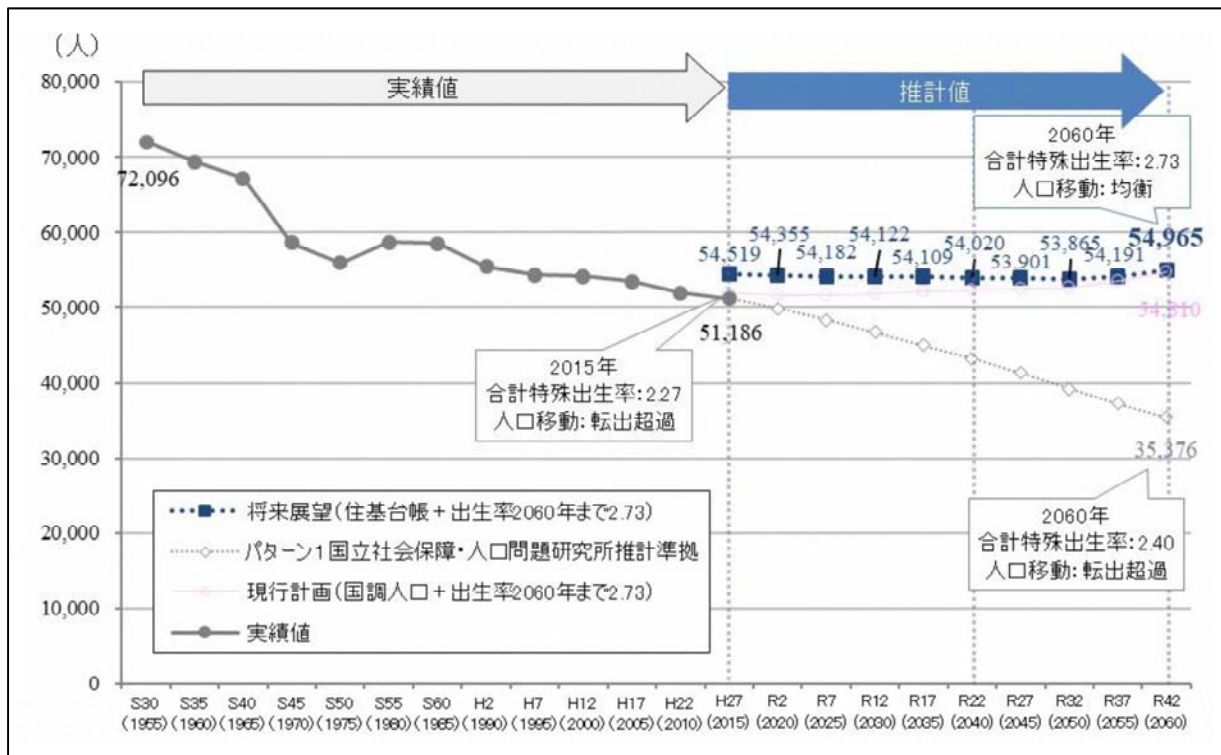
②転入転出を均衡状態にするための基本的方向

- ・暮らし続けたい・暮らしてみたいと思う選ばれる島づくりを目指す

■人口の将来展望 ～将来にわたって現状の人口を維持する～

- ・約55,000人（令和42年）

《人口の将来展望》



(9)第2次宮古島市国土利用計画

名 称	第2次宮古島市国土利用計画
策定期間	平成31年3月
策定機関	宮古島市
計画期間	平成31年～令和10年（基準年次：平成29年）
目 的	国土利用計画法第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、宮古島市の区域における国土の利用に関する基本的事項を定めるものであり、同法第7条の規定に基づく第5次沖縄県国土利用計画に沿って、第2次宮古島市総合計画を基本に策定したものです。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■市土利用の基本方針</p> <p>＜基本理念＞</p> <p>自然環境の保全を図りつつ地域特性を活かした、公共の福祉を優先させ、市民が文化的で安心して暮らせる生活環境を確保し、市土の均衡ある発展を目指す。</p> <p>市土の有効かつ適正利用を図りつつ、適切な維持管理に努め、災害に強い安全な街、全ての人に優しい街、優れた景観やアメニティを有する個性豊かな街を目指す。</p> <p>＜課題への対応＞</p> <p>適切な市土管理を実現する市土利用（都市的土地利用、農林業的土地利用、自然的土地利用）</p> <p>自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する市土利用</p> <p>安心・安全を実現する市土利用</p> <p>■効果的な計画推進のための方策</p> <ul style="list-style-type: none">・複合的な施策の推進と市土の選択的な利用・地域主体による市土の市民的経営 <p>■地域類型別の市土利用の基本方向（農漁業地域）</p> <p>生活基盤と生産基盤を計画的かつ一体的に整備</p> <p>農水産業と他産業との連携における体験型観光</p>	

■利用区分別の市土地利用の基本方向

≪道路（一般道路）≫

利用者のニーズに対応した質の向上

≪宅地（住宅地、その他の宅地（事務所・店舗等））≫

- ・住宅地

良好な居住環境の形成を推進

市街地内に点在する低未利用地を有効活用した都市空間の創出

- ・事務所・店舗等

土地の高度利用を進めるとともに、災害リスクの高い地域への立地抑制を図る。

空き店舗等への有効利用を促進

≪その他≫

公用・公共用施設用地については耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮

墓地は可能な限り集約化

■地域ごとの土地利用の方針（伊良部地域）

伊良部島の国営土地改良事業の促進

佐良浜区域は、漁業関連施設の整備

無秩序な開発防止

地域住民の生活環境の向上

■第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

●市土の保全と安全性の確保

≪自然災害への対応≫

防風・防潮林の育成保全、地下水の水質保全、防災体制の強化、市民の財産及び生活環境の保全

●自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

≪自然資源を活かした観光・地域産業の振興≫

エコツーリズムを推進、農産物・水産物の加工品の開発、地域産業の促進

●土地の有効利用の促進

≪道路≫

質的な向上、自然環境及び文化的景観の保全

≪宅地≫

市街地における住宅ストック等の有効利用、倒壊等危険がある空き家等の除去等の措置

≪その他≫

公共用施設用地 周辺土地利用との調整を図りながら計画的に確保

墓地 可能な限り集約化

レクリエーション施設用地 低未利用地の利活用

(10) 宮古島市都市計画マスタープラン

名称	宮古島市都市計画マスタープラン
策定期期	令和3年4月改定
策定機関	宮古島市
計画期間	令和3年度～令和12年度（10年間）
目的	都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市町村が行う種々の都市計画やまちづくりの基本的な方向性（ビジョン）が示される重要な計画です。宮古島市総合計画と宮古都市計画区域マスタープランに即しながら、宮古島市の都市計画に関する基本的な方針として定めるものです。

概要 ※関連部分のみ抜粋

■都市づくりの将来像

みんなで創る ほんの我が島・宮古～夢と希望に満ちた 結いの島～

■都市づくり理念

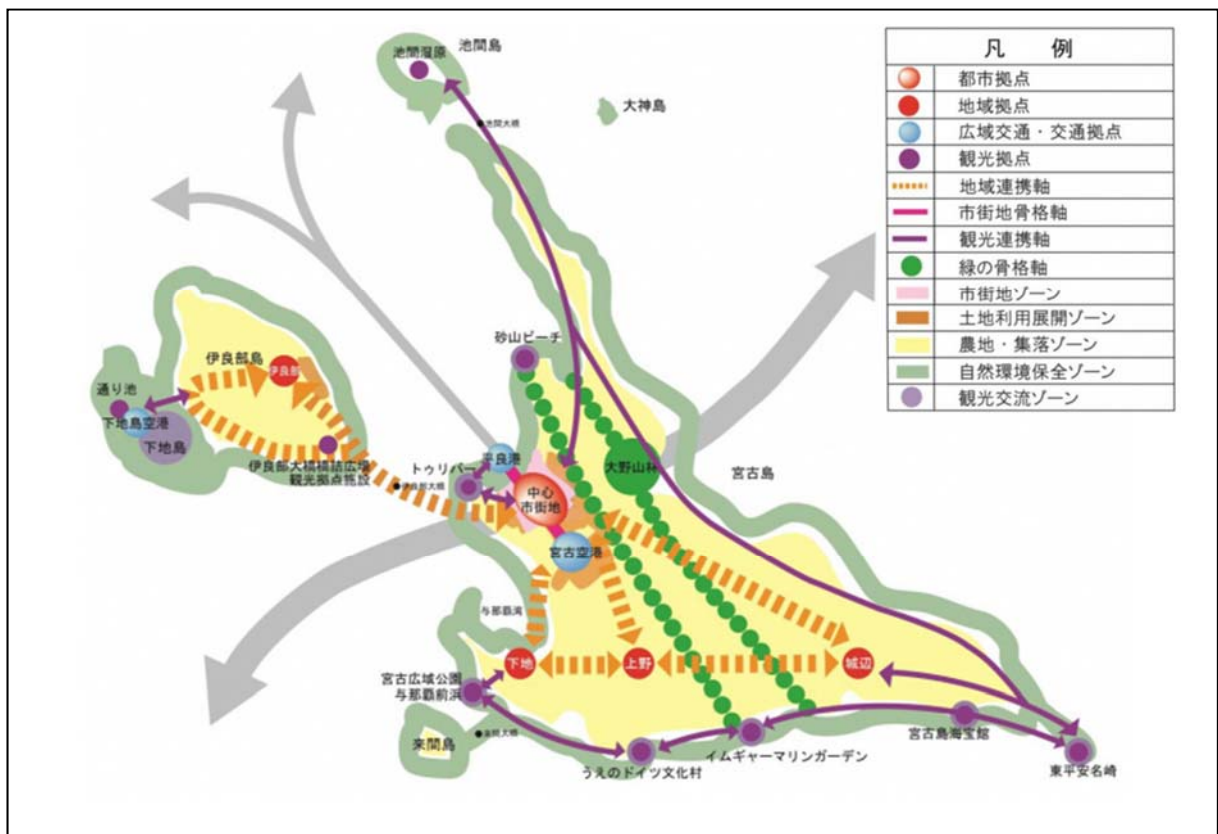
- ① “共生” —人と自然が共生した持続可能な美しい島づくり—
- ② “定住” —新たな拠点形成による一体的で持続可能な島づくり—
- ③ “交流” —活性化につなげる地域特性をいかした持続可能な島づくり—
- ④ “発展” —宮古の魅力をいかした活力ある持続可能な島づくり—

■将来都市構造

《考え方》

- ・共生：自然環境を保全しながら、観光資源などとしての活用を促進
- ・定住：新たな拠点と各地域の拠点の役割を明確化し、必要な機能の集積を促進
- ・交流：陸・海・空のネットワーク機能の強化・連携を促進
- ・発展：島全体の調和と連携を図り産業振興を支える都市構造の構築を促進

《将来都市構造図》



概要 ※関連部分のみ抜粋

■都市整備の方針

項目	基本的な考え方
土地利用	都市的土地利用と自然的土地利用の調和
市街地整備	既存ストックを活用したコンパクトな市街地形成
規制・誘導方策	きめ細やかな土地利用の規制・誘導
都市交通体系	交通機能・手段の充実
水環境形成方針/緑環境形成	水と緑の環境共生型の都市づくり
環境モデル都市形成	地球温暖化対策のモデルとなるエコアイランド形成
景観に配慮した都市づくり	原風景が残る都市づくりの推進
都市防災	災害に強い都市づくりの推進
地域防犯	犯罪のない都市づくりの推進

《土地利用に関する方針【佐良浜地区】》

- ・安全・安心な住環境整備ゾーンとして位置づける
- ・地域特有な景観の維持を図る
- ・計画的な都市基盤の整備等を検討し、安全・安心で快適な住環境整備を図る

■地域別構想（伊良部地域）

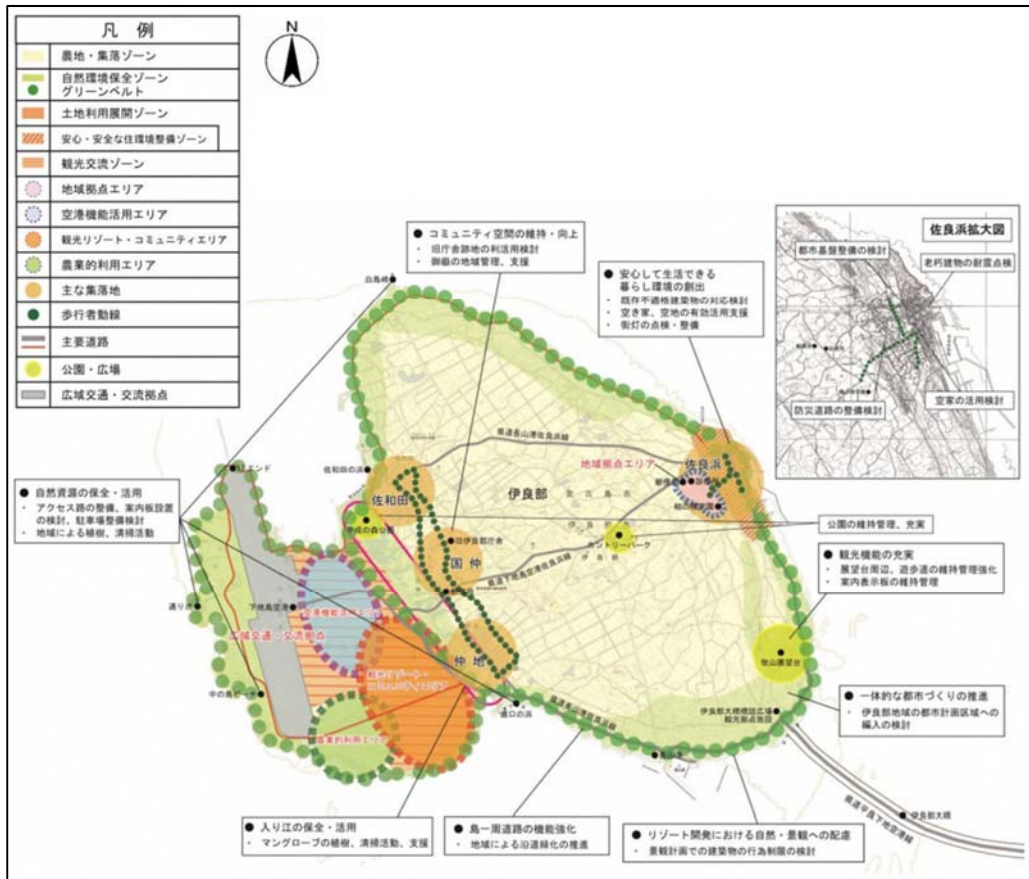
《地域づくりの将来像》

- ・自然と共生する安全安心の地域づくり

《地域づくりの目標》

1. 安全で安心して暮らし続けられる集落環境づくり
2. 海と空を活かした賑わいある交流空間づくり
3. 島の暮らしや活力を支える都市基盤づくり

《地域づくりの方針図（伊良部）》



(11)第2次宮古島市観光振興基本計画

名称	第2次宮古島市観光振興基本計画
策定期間	平成31年3月
策定機関	宮古島市
計画期間	平成31年度～令和10年度（10年間）
目的	近年、本市の観光をとりまく環境が大きく変化しており、今後も下地島空港ターミナルやクルーズ船専用バースの供用開始、ホテルの新規開業増が見込まれます。そのような背景から2019年度を初年度とする「第2次宮古島市観光振興基本計画」を策定しました。

概要 ※関連部分のみ抜粋

■観光振興の方向性

- ・持続可能な観光振興（エコアイランドの形成、次世代顧客育成、地域経済循環の形成）
- ・満足度の向上（多様なサービスコンテンツの提供、安全・安心・快適な観光地の形成、市民主体の観光振興）

■目指す将来像

みんなの宮古(みゃーく)を世界と未来に伝える美ぎ島(かぎすま)づくり

■目指す将来像と施策方針

1. エコアイランド「宮古島」から世界に誇れる観光ブランドづくり
 - ・「千年先の、未来へ。」世界レベルのエコアイランド形成に向けた取組み
 - ・次世代リピーターの育成に向けた島の受入環境づくり
 - ・持続可能な観光地域づくり
2. 観光を基軸とした地域経済の構築
 - ・観光と農業・水産・地場産業の連携による地域経済の振興
 - ・美しい自然と景観を活用した付加価値づくり
 - ・観光を担う人材の育成・確保
3. 満足度向上につながる受入基盤・環境の整備と情報発信
 - ・周遊性を高める仕組みづくり
 - ・平良港みなとまちづくりの推進と空港の活性化
 - ・多様な観光サービスや観光受入コンテンツの拡充
 - ・安全・安心・快適な観光地づくりの推進
 - ・案内標識・多言語対応・通信環境の拡充
 - ・キャッシュレス決済対応拡充
 - ・地元住民の取組みの情報発信
4. 市民全体による観光まちづくり
 - ・市民と観光客の理解促進と動機づけ
 - ・担い手育成の推進
 - ・学校における農業、水産業、観光が連携した観光教育の実施
 - ・市民の地域満足度向上への取組み推進

■達成目標（令和10年度）

項目	目標
年間入域観光客数	200万人
観光消費額	949億円 (空路75,000円/人、海路17,000円/人)
観光客の満足度	75%
宿泊業・飲食サービス業の就業者数	3,000人

(12)宮古島市景観計画

名称	宮古島市景観計画
策定期期	令和3年4月改定
策定機関	宮古島市
計画期間	令和3年度～令和12年度（10年間）
目的	行政と市民等が一緒になって、本市の市土及び周辺海域における風土・文化および環境を生かし、島の美しい景観を守り、育て、創造し、次世代に継承する総合的なまちづくりを推進していきます。これらを通して、本市の島づくりにおける基本理念である「心かよう夢と希望に満ちた島宮古（みゃ〜く）〜みんなで創る結いの島〜」の実現に寄与することを目的としています。
概要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ①島の財産である自然景観の保全・活用 ②風土を生かし先人の知恵を伝え育てる ③環境共生の新しい景観をつくる ④均衡ある島の発展と景観まちづくりのための新しい力の受け入れ ⑤メリハリのある景観まちづくりへの転換 ⑥市民主体による景観まちづくりの定着 <p>■良好な景観形成に関する方針</p> <p>①農地・集落景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 農住地景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 自然の骨格となる緑の稜線や、暮らしを支える農地を守り、生かすことで、新たな暮らしの個性を育む農住景観づくりを進めます。 b. 集落地景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 御嶽を中心とした血縁的、地縁的結びつきを大切に、各集落の独自の風土や長く培われた歴史・文化を伝える集落地景観づくりを進めます。 c. 農地景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 自然環境や地下水を守りながら暮らしの安全確保に配慮し、広大でまとまりのあるサトウキビ畑を生かした面的に管理の行き届いた農地景観づくりを進めます。 d. 樹林地景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 本市の地形的な特徴である石灰岩掬等の緑地については、集落地、農地景観等の遠景として、重要な景観要素であり、稜線の眺望景観の保全、緑地の維持を進めます。 <p>②海岸地域景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 海岸地域景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 島の成り立ちの中でつくられた壮大な海岸部や入り江等の地形、そしてそこでの植生や動物相を生かしつつ、リゾート空間も自然景観に溶け込むよう、琉球石灰岩隆起の地形を生かした海岸地域景観づくりを進めます。 ● サンゴ礁の広がる海域部については、生態系と景観形成の両面から、その保全を図り、宮古の象徴的な青い海域景観を守ります。 b. 観光・リゾート共生景観 <ul style="list-style-type: none"> ● 本市を代表する自然景観である海岸地域景観を生かしながら、その景観を阻害することなく、観光・リゾート施設を配置して、より多くの来島者に海岸地域が織りなす自然景観をみせるとともに、その自然空間と調和した観光・リゾート施設によって、本市の新たな景観づくりを進めます。 ● これまで、観光・リゾート地としての本市のブランドを支えてきた既存の施設、集積については、自然景観との調和に配慮しながら、さらに上質な景観づくりを進めます。 <p>③拠点景観ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 歴史・文化拠点景観 	

- 沖縄県屋外広告条例においては、「広告物又は広告物を提出する物件は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがないものでなければならない」とし、文化財保護法による重要文化財（建造物に限る）、「沖縄県文化財保護条例」による有形文化財（建造物に限る）又は民有資料（建造物に限る）の敷地から50m以内の地域を、禁止地域に指定しています。

b. 景勝地景観

- 本市の自然景観のうち、国指定の景勝地となっている東平安名崎と通り池について、この景勝地にアクセスするための道路および景勝地の軸となっている道路について、景勝地と一体となった沿道を範囲とします。

c 交流拠点景観

- 宮古空港、下地島空港、平良港（トゥリバー地区を含む）とその周辺地区、市役所周辺地区の範囲とします。

●

④幹線軸景観ゾーン

- 本市の主要な道路網のうち、幹線軸計画ゾーンに指定された道路に接する敷地および池間大橋、来間大橋、伊良部大橋の区域とします。

a. 発展軸景観

- 幹線軸景観ゾーンのうち、市街地景観ゾーンと平良地域の北部、下地・城辺・上野地域の中心的な地区を結ぶ道路を発展軸とします。また、佐良浜地域と伊良部地域を結ぶ主要な道路も発展軸とします。ただし、宮古島の琉球石灰岩堤等の樹林地には配慮します。

b. 幹線軸景観

幹線軸景観ゾーンのうち、a.発展軸景観以外の道路を幹線軸とします。

(13)宮古島市国土強靱化地域計画

名 称	宮古島市国土強靱化地域計画
策定期間	令和3年3月
策定機関	宮古島市
計画期間	令和4年度から概ね5年程度
目 的	大規模自然災害などが発生しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさをもった安心・安全な地域の強靱化を推進することを目的としています。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■基本目標</p> <ul style="list-style-type: none">【1】人命の保護が最大限図られること【2】市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること【3】市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること【4】迅速な復旧復興を可能にすること <p>■事前に備えるべき目標</p> <ul style="list-style-type: none">① 直接死を最大限防ぐ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する③ 必要不可欠な行政機能は確保する④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	

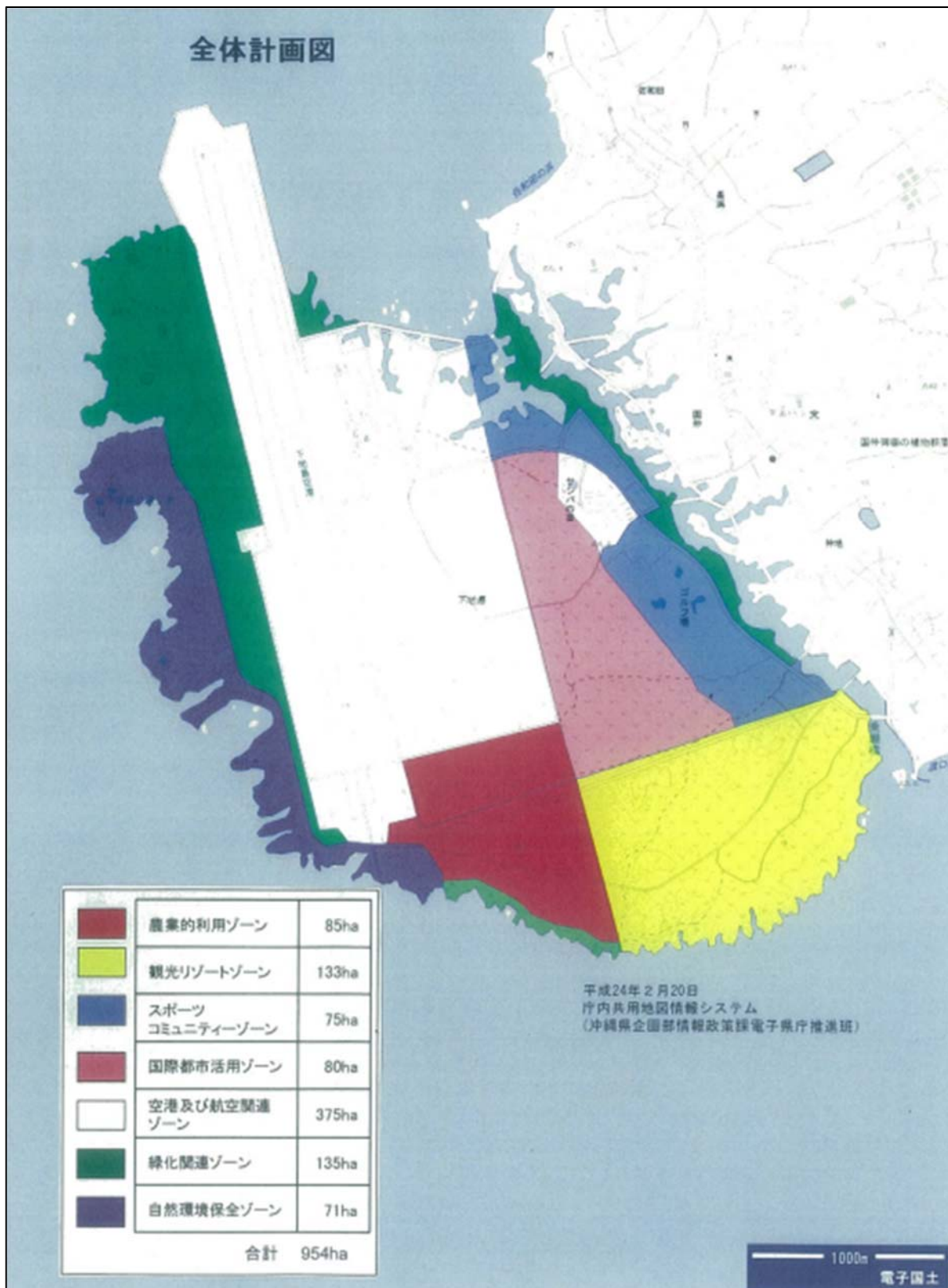
(14) 宮古島市地域防災計画

名 称	宮古島市地域防災計画
策定期期	令和元年度修正
策定機関	宮古島市
計画期間等	—
目 的	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、宮古島市の地域並びに市民の生命、身体及び財産の保護を目的とし、市や県及び防災関係機関や公共団体その他市民が地域の防災に関し、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に至る一連の防災活動を適切に実施するため、宮古島市防災会議が策定されました。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
■災害の想定	
1 風水害	
(1) 台風	
ア 第2宮古島台風（昭和 41 年台風第 18 号 コラ）	
イ 平成 15 年台風第 14 号 マエミー	
(2) 高潮（被害想定）	
県は、本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧 870hPa）を想定して、波浪と高潮浸水予測図を公表している。	
浸水予測：海岸に沿う低地で、大きく浸水が広がる。	
(3) 土砂災害（危険箇所・区域等）	
本市にはがけ崩れ、地すべりへの警戒避難等が必要な箇所を指定しており、これらの危険箇所・区域は表層崩壊を想定している。	
2 地震及び津波	
(1) 地震及び津波の被害想定	
県が想定した陸地部及び周辺海域で発生するおそれがある 25 地震のうち、本地域に比較的大きな被害が予測されたものの最大震度は、内陸型地震である「宮古島断層による地震」で震度 7、海溝型地震である「八重山諸島南方沖地震 3 連動」で震度 6 強、「宮古島スラブ内で発生する地震」では震度 6 強と予測される。	
(2) 津波の浸水想定	
津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測している。	
(3) 津波災害警戒区域	
本市には、津波災害警戒区域が指定されている。指定された区域は、津波防災地域づくりに関する法律に基づく設定による最大クラスの津波浸水想定区域である。	

(15)下地島土地利用基本計画

名 称	下地島土地利用基本計画
策定期間	平成元年策定、平成10年改訂、平成24年土地利用ゾーンの面積を相互調整
策定機関	沖縄県
計画期間等	
目 的	下地島空港周辺公有地の有効活用を図るため、農業的利用ゾーン、観光リゾートゾーン、空港及び航空関連ゾーンなど、7つのゾーンに区分し土地利用にあたっての指針を示しています。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空港機能との連携を図りつつ、地域の特性を活かした大都市圏等を対象としたリゾート型の観光の振興 ・下地島の自然的、社会的条件を活用した航空及び海洋関連等の土地利用 ・各利用区分に応じた事業導入に際しては、自然環境の保全に配慮しつつ、地域特性と創意工夫を加味しながら民間活力を中心に導入を図り、県土の均衡ある発展に資すること <p>■土地利用計画</p> <p>①農業的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>周辺の土地利用との整合を勘案しつつ観光農園等の振興</u>を図る。 <p>②観光的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>観光関連の相乗効果が発揮</u>できる土地利用（長期滞在型海浜リゾート地の形成等）を図る。 <p>③スポーツコミュニティ的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下地島のもつ自立的、地理的条件を生かして<u>長期避寒保養地、町民の交流拠点</u>としての土地利用を図る。 <p>④国際都市的利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>国際コンベンション施設用地</u>として、下地島空港を活用した<u>国際的な人、物、情報の集約的活用区域</u>としての土地利用を図る。 <p>⑤航空関連利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>大型ジェット機乗員訓練を行える唯一の空港</u>として活用する。 ・飛行場用地として告示された一部の区域における<u>航空関連</u>としての土地利用を図る。 <p>⑥緑化関連利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸沿いにおける緑地帯造成による<u>防風・防潮機能や保水力強化</u>を図る。 <p>⑦自然環境保全区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県立自然公園区域</u>における開発を保留し、<u>自然環境を保全</u>する。 	

《全体計画図》



(16)宮古島市下地島農業基本計画書

名称	宮古島市下地島農業基本計画書
策定期期	平成24年2月
策定機関	宮古島市
計画期間等	
目的	本計画書は、「下地島空港等利活用計画書」における農業的利用ゾーンの位置づけを踏まえ、新たな農業による高所得の農産物の推進及び下地島空港と連携した農業の方策や下地島に適した農業基盤整備等について調査を実施し、農業と地域の振興に寄与する農業振興方策指針として策定されました。

概要 ※関連部分のみ抜粋

■目標 下地島かぎすま（美ぎ島）ファームプロジェクト

- ・アジアに発信する「島嶼型農業」と「地域振興策」のモデルとなる、環境に配慮した農業を推進することを目標とする。

■プロジェクトを支える4つの柱

(1) 持続性の高い農業生産方式の導入

- ・病原菌や病害虫の発生を抑制する農法の実践による減農薬の実現
- ・完熟たい肥の生産及び安定供給
- ・公的認証条件のクリア（エコファーマー、有機 JAS）
- ・島野菜主体の適地適作の推進

(2) 下地島の碧い海と地下水を守る土づくりの推進

- ・被覆型土壌改良技術の導入により、土壌浸食や表土（赤土）流出を抑制

(3) 自然エネルギー等の活用

- ・太陽光や風力などの自然エネルギーや天然ガスの活用

(4) 6次産業化の推進

- ・下地島農地、下地島空港、既存施設との連携により、6次産業化を推進

≪下地島農地の土地利用イメージ≫



(17)下地島空港及び周辺用地利活用基本方針

名 称	下地島空港及び周辺用地利活用基本方針
策定期間	平成 27 年 3 月策定
策定機関	沖縄県
計画期間等	平成 27 年～
目 的	下地島土地利用基本計画における「空港及び航空関連ゾーン」、「国際都市活用ゾーン」、「観光リゾートゾーン（但し、保安林区域は除く）」及び「スポーツコミュニティゾーン」を対象とし、「利活用候補事業」をもとに、今後の利活用に向けての基本的な考え方、目標像、方向性等を定め、利活用事業者の決定、その後の利活用事業の実施に至るまでの取り組みを円滑に進めるための指針として取りまとめるものです。
概 要 ※関連部分のみ抜粋	
<p>■下地島空港及び周辺用地の利活用についての基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者のノウハウ等に基づく主体的な利活用 ・経済・社会の発展に寄与する将来性・持続性のある利活用 ・財政健全化と公共の福祉の増進が両立する利活用 <p>■利活用の目標像</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域が有する貴重な資源・資産を有効に活用した利活用 ～地域特性の維持・存続及び世界への発信～ ・地域の資源を強みとした、世界水準の観光リゾート地の形成 ～高付加価値型の観光リゾート地の形成～ ・空港利用や観光リゾートとしての利用を核とした、親和性ある新たな事業・産業の誘引 ～空港・観光リゾートを核とした利活用の拡大～ <p>■利活用事業の具体的な方向性</p> <p>(1)下地島空港の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界の空の持続的発展に不可欠なパイロット育成など、将来の訓練需要に对应していくための利活用 ・新事業・新産業の創出など、空のイノベーションを指向する多様な利用・需要に对应していくための利活用 ・プライベートジェットや小型機など、多様な航空・空港利用者の需要に对应していくための利活用 <p>(2)周辺用地の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空利用の促進につながる、アジアを代表するリゾート地としての利活用 ・観光・リゾートでの航空利用による離島地域間の連携促進のためのコンテンツの誘導・育成 	

1-6 市内の主要プロジェクトの整理

本市の主要プロジェクトは、今後特に重点的に取り組むプロジェクトや事業を「重点推進プロジェクト」として、都市計画マスタープランに位置付け、積極的な取り組みと早期の実現を目指しています。

(1)重点推進プロジェクト

重点推進プロジェクトは、以下の4つが位置づけられています。

特に、現在都市計画区域外である伊良部地域については、伊良部大橋架橋により市域の一体性が高まるとともに、伊良部大橋周辺をはじめとして開発圧力が高まっており、自然公園地域など他法令による土地利用規制との調整を図りながら、都市計画制度により自然環境・景観を阻害する無秩序な開発の抑制や密集集落地の居住環境改善などに向けて、地域住民との十分な合意形成の下、宮古都市計画区域への編入の検討を行うこととなっています。

- ①市役所を核とした新しいまちづくりの推進
- ②伊良部地域のまちづくりの推進
- ③用途地域の拡大による計画的な土地利用の誘導
- ④景観計画に基づく美ぎ島・宮古の魅力向上

伊良部地域のまちづくりの推進(宮古島市都市計画マスタープラン P.6-4 の記載)

現在都市計画区域外である伊良部地域(伊良部島・下地島)については、伊良部大橋架橋により、市域の一体性が高まるとともに、伊良部大橋周辺をはじめとして開発圧力が高まっています。

このため、自然公園地域など他法令による土地利用規制との調整を図りながら、都市計画制度により自然環境・景観を阻害する無秩序な開発の抑制や密集集落地の居住環境改善などに向けて、地域住民との十分な合意形成の下、宮古都市計画区域への編入を検討します。

特に、佐良浜の集落は、佐良浜漁港を中心とした集落が形成され、地域特有の景観を有する一方で、これまで都市基盤の確保がなされていないため、安全で安心できる暮らし環境の充実に努めます。

(2)その他の主要プロジェクト

宮古島市都市計画マスタープランの重点推進プロジェクトへの位置づけはありませんが、宮古島市では平良港やトゥリバー地区の周辺において「みなとまち宮古再生プロジェクト」を推進しています。また、下地島空港周辺においては、沖縄県が主体となって県有地を活用した企業誘致を進めています。

主要プロジェクト	概要
①みなとまち宮古再生プロジェクト	平良港やトゥリバー地区との連続性を高める市街地整備、各通り会が主体となった店舗・道路の修景整備など、ハード・ソフトの一体的整備
②下地島空港及び周辺用地の利活用化	航空需要の増加に対応した空港機能の充実を図るとともに、沖縄県と連携を図り、下地島空港及び周辺用地の有効利活用を積極的に推進する。

トピック:下地島における宇宙港事業について（※宮古新報等を参考）

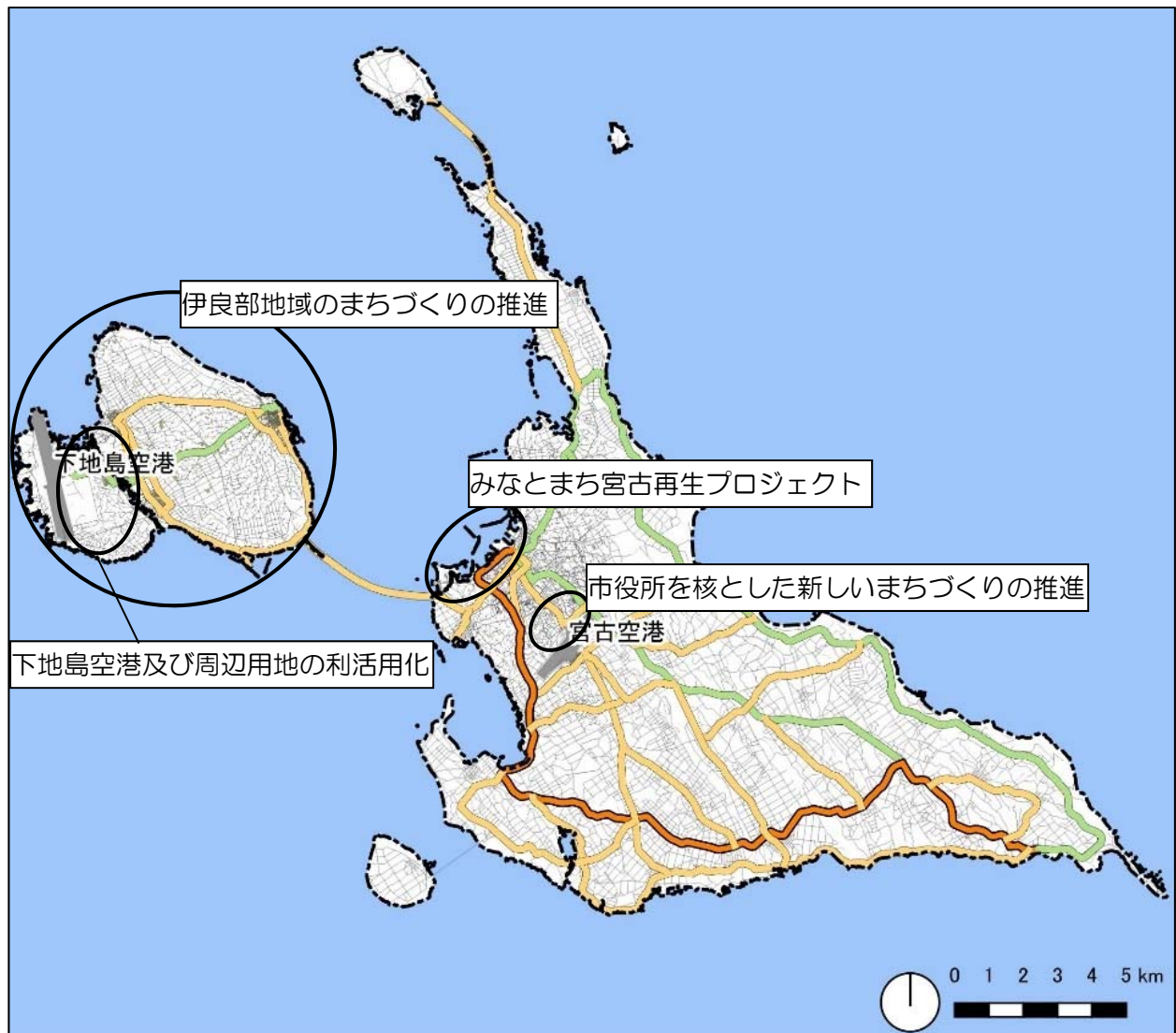
沖縄県が2017年に公募していた「下地島空港及び周辺用地の利活用事業提案」に採択されたPDエアロスペース（愛知県）は、下地島空港及び周辺用地で宇宙港事業の展開を推進するため、事業を展開するために「下地島宇宙事業推進コンソーシアム」を設立し、第三者割当増資によって約3億9000万円を追加調達したことを発表した。コンソーシアムには16社が参加しており、それぞれの事業領域を生かして宮古圏の地域振興や宇宙産業の促進を目指している。

宇宙飛行機の飛行試験をはじめ、宇宙機用格納庫を用いたテナント事業、宇宙旅行に対応する訓練事業、観光事業を展開する予定。既に下地島空港に実験機を搬入し、「宇宙に行ける島、下地島」をコンセプトにアジア初の有人・宇宙旅行の拠点化に向け、宇宙機開発を進めている。同社が目指している宇宙機は垂直に打ち上げるロケットではなく、翼が付いた宇宙飛行機（スペースプレーン）を利用し「準軌道」と呼ばれる形式で宇宙飛行する。2021年中には無人の試験機6号機の試験飛行を行う予定。同時に高度100メートルまで飛べる7号機の開発を進めており、25年には宇宙旅行の実現を目指している。



写真出典は、PDエアロスペース

【主要プロジェクト図】

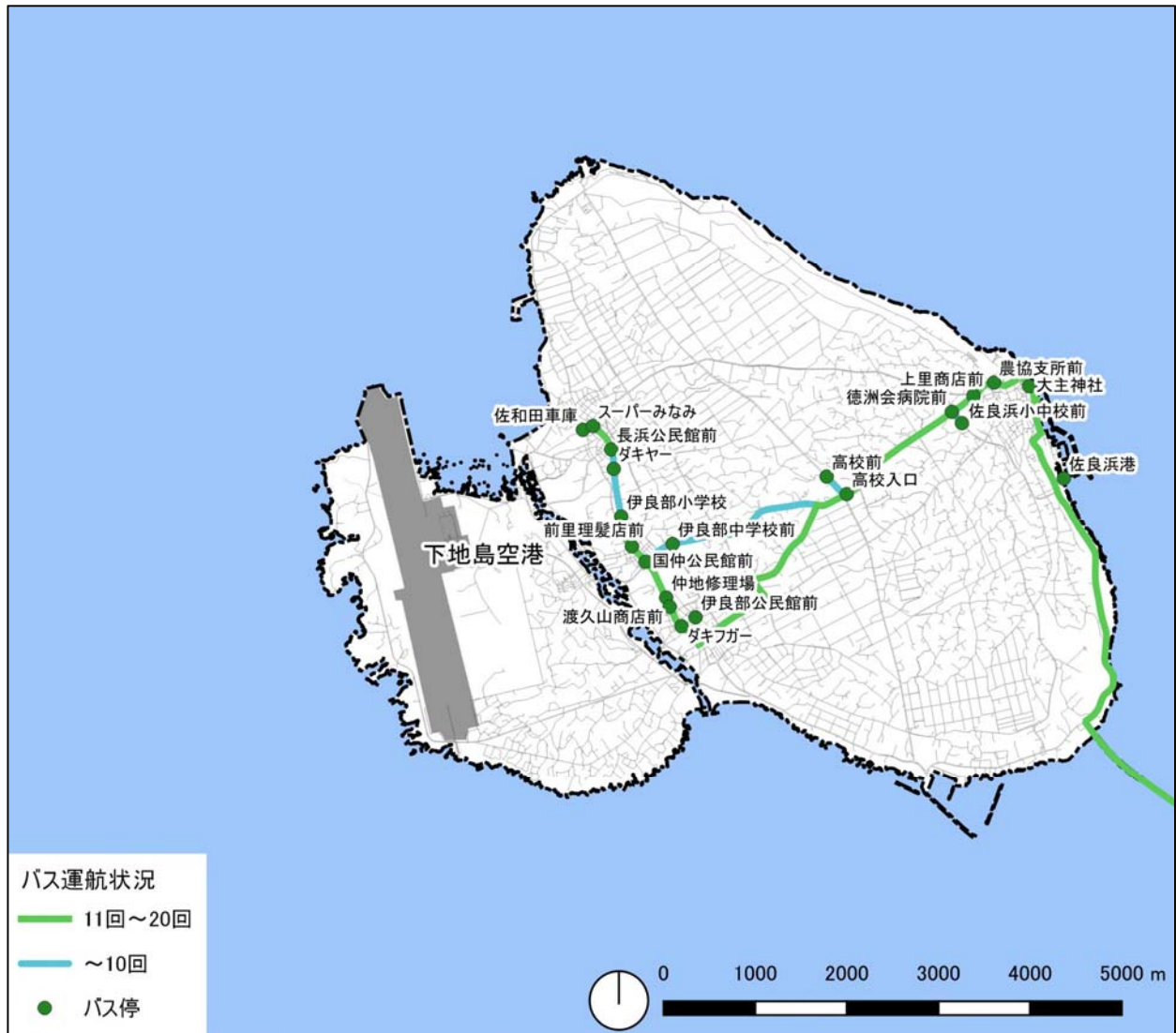


1-7 交通に関する広域的条件

(1)公共交通

伊良部島へは、共和バスにより宮古島から伊良部大橋経由の路線バスが運行されています。また、2019（令和元）年からは、宮古協栄バス、中央交通によるみやこ下地島エアポートライナー（下地島の下地島空港と宮古島を結ぶバス）も開設されました。

【バス路線図】



都市計画基礎調査（H28・H30）を基に作成

【伊良部佐良浜経由平良線 [共和バス] のバス時刻表】

佐和田 伊良部 佐良浜 経由 平良線 時刻表 (平日)				佐和田 伊良部 佐良浜 経由 平良線 時刻表 (土日・祝祭日・正月三が日)			
	佐和田発		市役所発		佐和田発		市役所発
①	6:20	1	7:30	①	8:00	1	9:30
②	7:00	2	8:30	②	9:00	2	10:30
③	7:30	3	9:00	③	10:00	③	11:30
④	10:00	④	11:30	④	12:00	④	13:30
⑤	12:00	⑤	13:30	5	13:30	⑤	15:00
6	13:30	⑥	15:00	6	15:00	⑥	16:20
7	15:00	⑦	16:20	7	16:15	⑦	17:30
8	16:15	⑧	17:30	8	16:45	⑧	18:00
9	17:45	⑨	19:00	※数字の○は結いの橋学園廻りです。			
※数字の○は結いの橋学園廻りです。				③ ④ ⑤ は宮古病院廻りです。(宮古病院正面玄関前)			
①	1	は土日・祝祭日・休校期間は運休します。 (春休み・夏休み・冬休み)は運休です。		2021.01.04現在			
④	⑤	⑥	は宮古病院廻りです。(宮古病院正面玄関前)				



共和バス

共和バス HP より

【みやこ下地島エアポートライナー [宮古協栄バス、中央交通] のバス時刻表】

【2022年3月27日～2022年10月29日までの時刻表】 TIME TABLE From 27 of Mar.2022, To 29 of Oct.2022.

■ バスは「ピカチュウバス」にて運行します (但し、整備等で予告なく変更となる場合がございます)

接続便 Connecting Flight ↓	シギリセブン マイルズ リゾート (サンタモニカ前) SHIGIRA SEVEN MILES RESORT	宮古島東急ホテル &リゾート MIYAKOJIMA TOKYU HOTEL&RESORTS	宮古空港 MIYAKO-AIRPORT	北小前 KITA SHO-MAE	公設市場前 KOU SETSU- ICHBAMAE	平良港 (マティダ市民会館前) HIRARA-PORT	みやこ下地島空港 MIYAKO SHIMOJISHIMA- AIRPORT	バス運行日 Bus operating Day
運賃(大人)Adult *小人(3才~小学 生)/ 運賃は半額	¥1,000 乗車のみ BOARDING ONLY	¥900 乗車のみ BOARDING ONLY	¥800 乗車のみ BOARDING ONLY	¥600 乗車のみ BOARDING ONLY	¥600 乗車のみ BOARDING ONLY	¥600 乗車のみ BOARDING ONLY	- 降車 GET OFF	
GK324 成田行 SKY542 那覇行	9:10発 Dep	9:25発 Dep	9:40発 Dep	9:55発 Dep	9:57発 Dep	9:58発 Dep	10:20着 Arr	毎日 Daily
SKY546 那覇行	11:00発 Dep	11:15発 Dep	11:30発 Dep	11:45発 Dep	11:47発 Dep	11:48発 Dep	12:10着 Arr	毎日 Daily
SKY164 神戸行	12:40発 Dep	12:55発 Dep	13:10発 Dep	13:25発 Dep	13:27発 Dep	13:28発 Dep	13:50着 Arr	毎日 Daily
SKY618 羽田行	14:50発 Dep	15:05発 Dep	15:20発 Dep	15:35発 Dep	15:37発 Dep	15:38発 Dep	16:00着 Arr	毎日 Daily
GK326 成田行	16:00発 Dep	16:15発 Dep	16:30発 Dep	16:45発 Dep	16:47発 Dep	16:48発 Dep	17:10着 Arr	4/29~5/6 8/13~8/22 のみ運行 Operation Only



みやこ下地島エアポートライナーの HP より

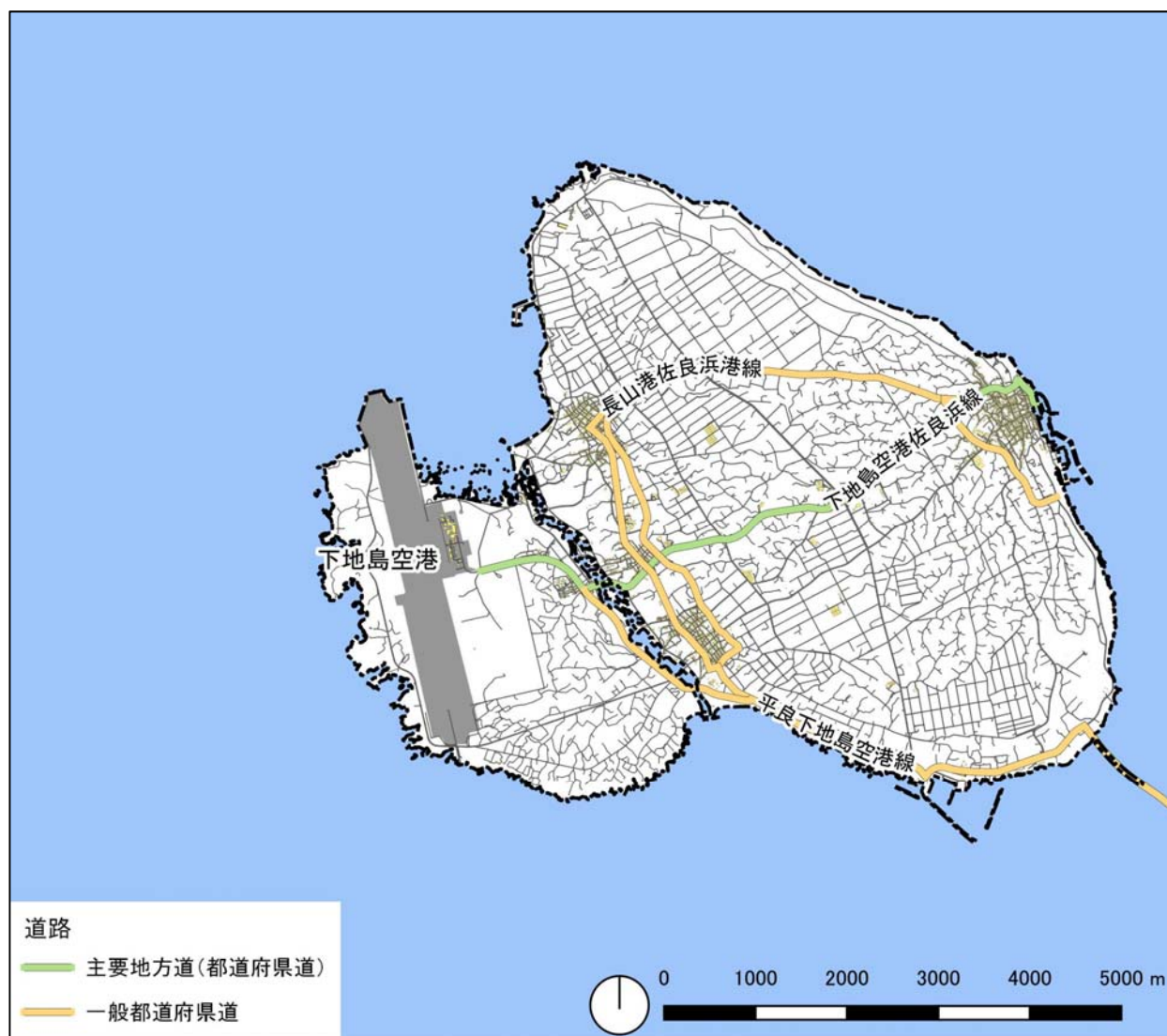
(2) 道路

① 主要幹線道路

伊良部地域の主要幹線道路は、主要地方道道路の状況について、既存の主要幹線道路、道路幅員、断面交通量と、今後の道路整備方針について、以下に整理します。

下地島空港佐良浜線が伊良部島及び下地島を東西に横断し、一般都道府県道長山港佐良浜港線が伊良部島の北側を周回するように通り、島の南側には、平良下地島空港線が通っています。

■ 主要幹線道路状況図

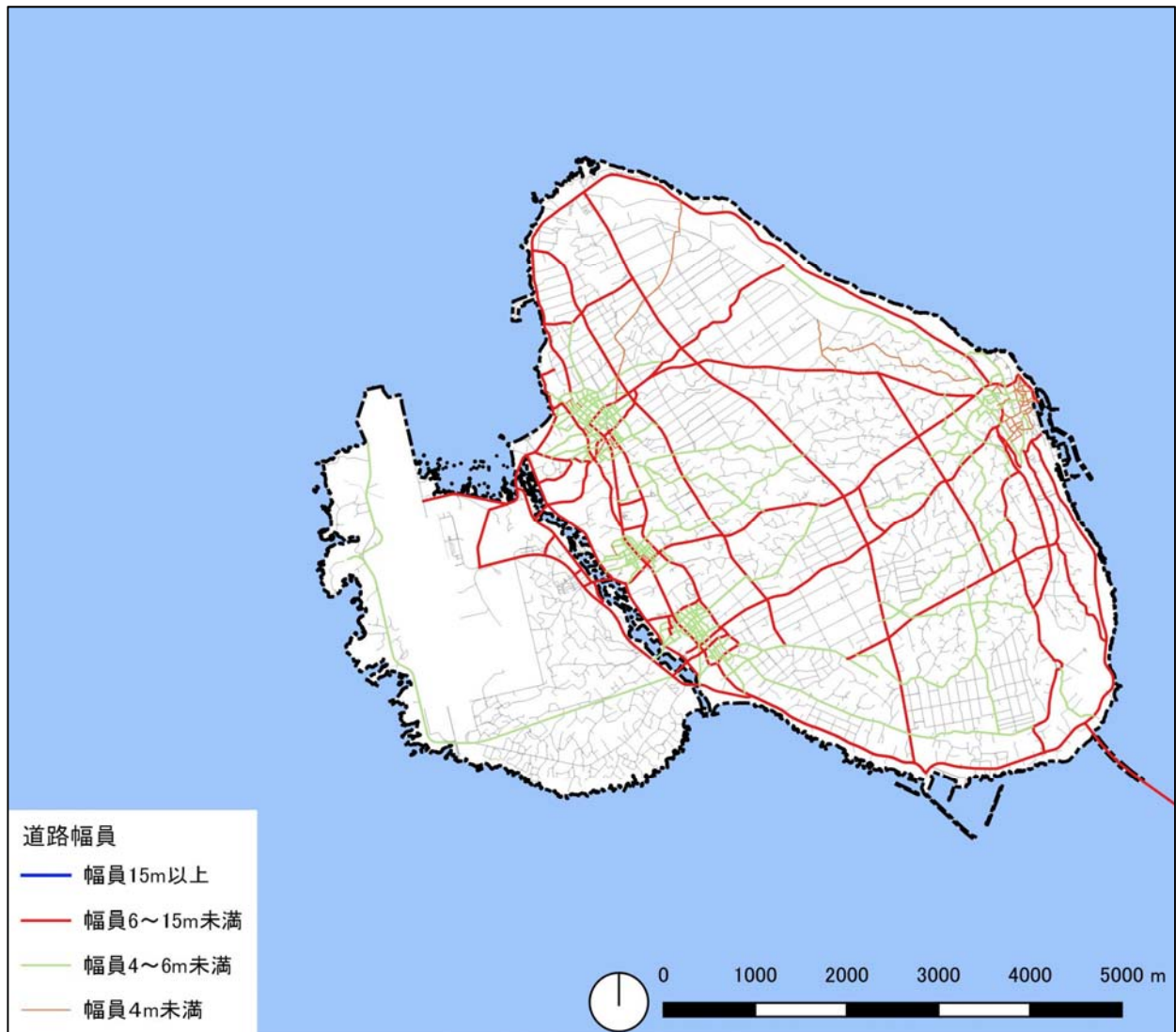


管内図「沖縄ぬ道 2020」を基に作成

②道路幅員

主要地方道及び一般都道府県道を始めとし、幅員6～15mの道路が伊良部島内を横断・縦断しており、集落地には幅員4～6mの道路が生活道路として整備されています。また、佐良浜地区には幅員4m未満の道路も見られます。

■道路幅員状況図



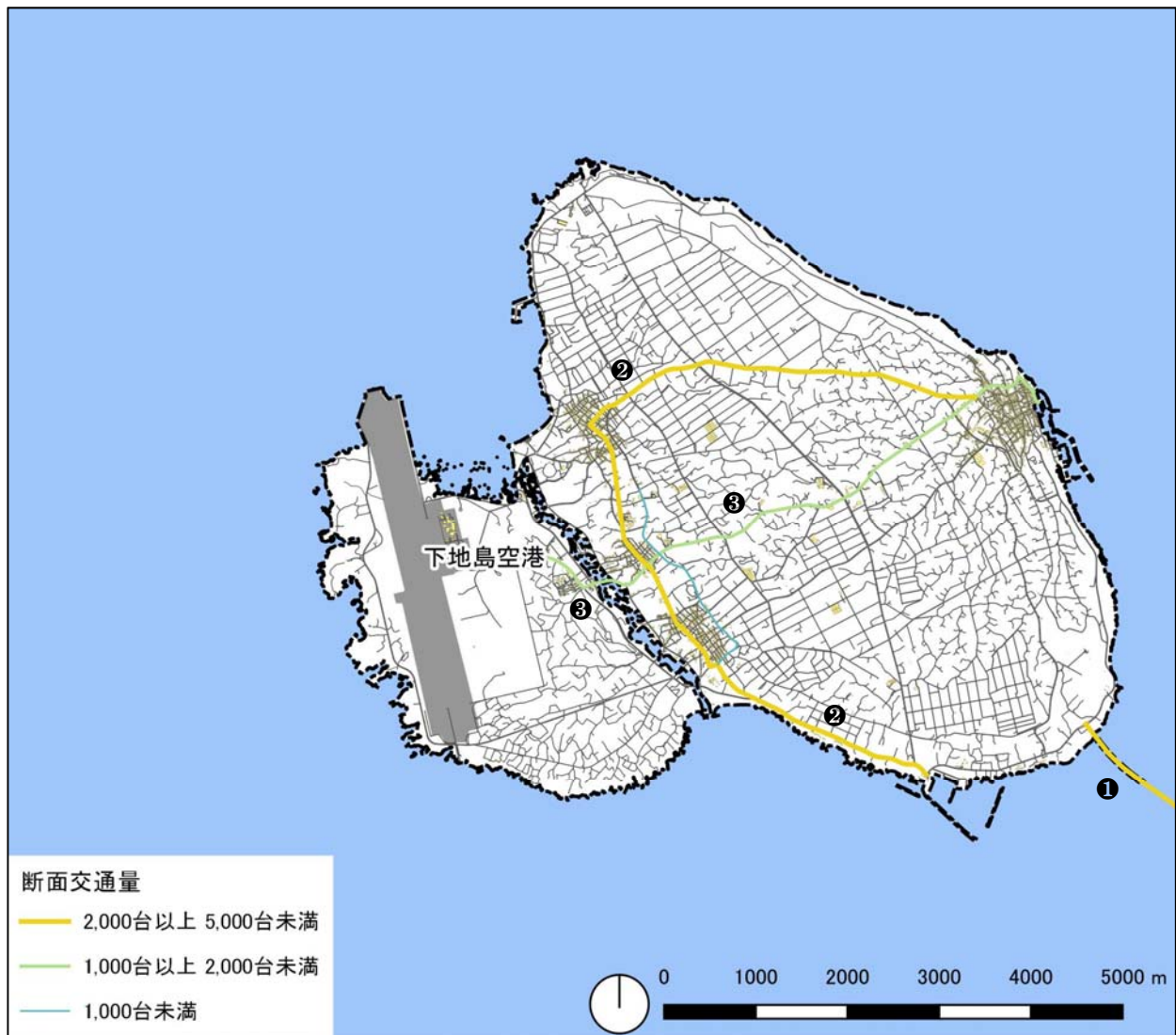
都市計画基礎調査（H28・H30）を基に作成

③断面交通量

平成22年度の調査では、長山港佐良浜港線は12時間で2,358台、平成27年度は2,536台と増加しています。

下地島空港佐良浜線は、平成22年度1,619台、平成27年度は1,166台と減少しています。
長山港佐良浜港線、下地島空港佐良浜線どちらも混雑は発生していません。

■断面交通量状況図



番号	路線名	昼間12時間交通量 (全車上下計) (台)	24時間交通量 (全車上下計) (台)
①	平良下地島空港線	4,518	5,693 (推定値)
②	長山港佐良浜港線	2,536 (推定値)	3,145 (推定値)
③	下地島空港佐良浜線	1,166	1,411 (推定値)

■道路整備方針

伊良部地域に関連する今後の道路整備の方針を以下に示します。

①地域連携道路の優先的な整備・維持管理

伊良部と平良市街地を連絡する幹線道路（県道平良下地島空港佐良浜線、県道下地島空港佐良浜線、市道伊良部 103 号線）を地域連携道路として位置づけ、優先的な整備・維持管理を図っています。

路線名称	道路網
県道平良下地島空港佐良浜線 県道下地島空港佐良浜線 市道伊良部 103 号線	平良市街地⇔伊良部・下地島

②観光ルート of 緑化・美化活動

伊良部島及び下地島の海岸線沿いの道路を観光ルートとして位置として、修景の緑化、美化活動の促進を図っています。

路線名称	道路網
伊良部島・下地島沿岸部道路	伊良部大橋⇔下地島空港⇔通り池⇔伊良部大橋



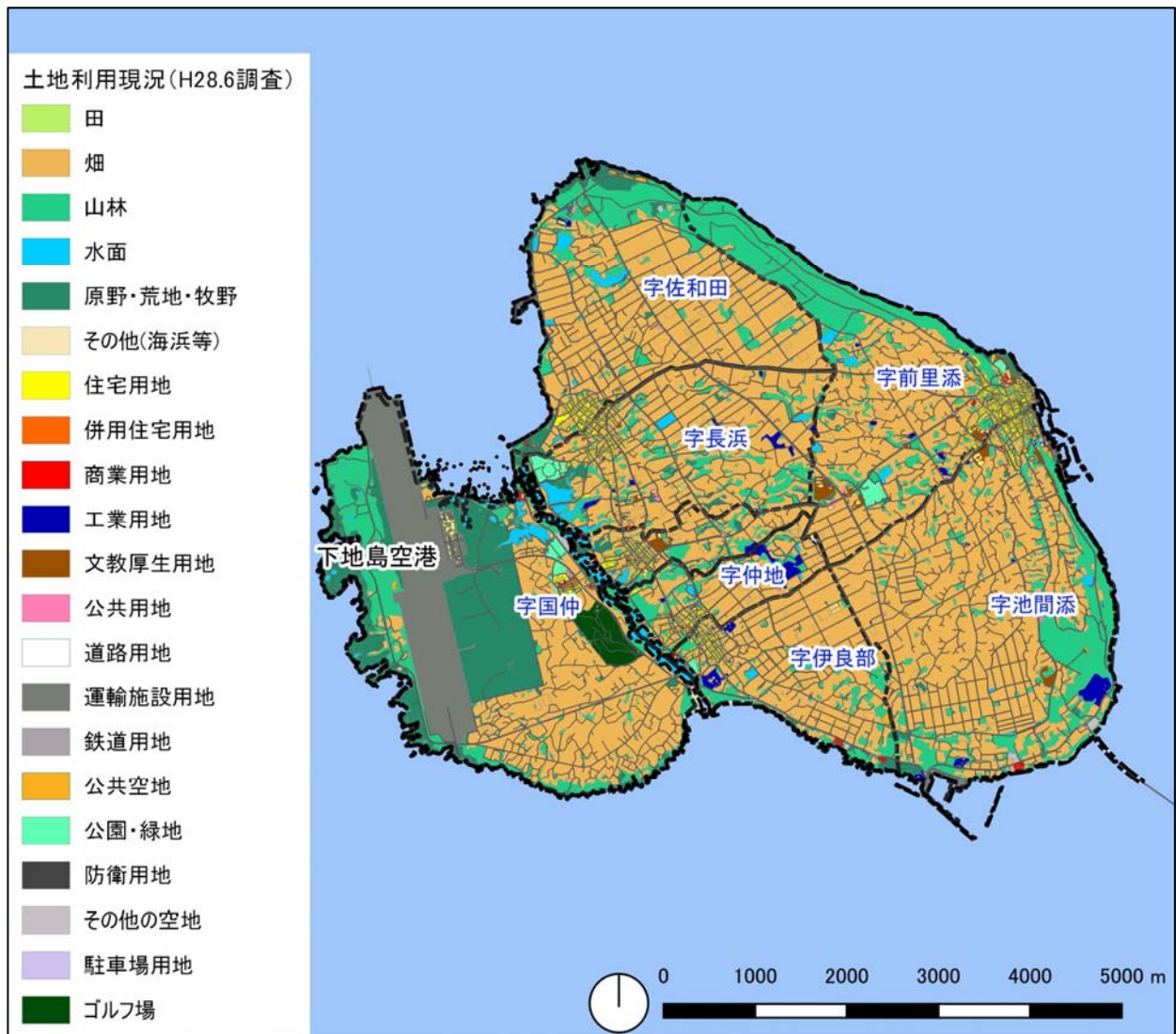
将来道路網図（宮古島市都市計画マスタープラン[2021年4月]）

1-8 土地利用に関する広域的条件

伊良部島は、内陸部が畑として農用地利用されており、西側に3か所、東には1か所の集落（住宅用地エリア）があります。

また、下地島は、島の西側に空港が立地しており、中央部は、原野、西側は農用地として利用されています。

■土地利用現況図(平成 28 年)



都市計画基礎調査 (H28-H30) を基に作成

■土地利用現況図(平成 28 年)

	面積(ha)	伊良部地域全体に対する割合(%)
田	0.0	0.0%
畑	2,118.4	54.0%
山林	663.3	16.9%
水面	79.0	2.0%
原野・荒地・牧野	341.0	8.7%
その他(海浜等)	9.1	0.2%
住宅用地	86.6	2.2%
併用住宅用地	1.3	0.0%
商業用地	13.7	0.4%
工業用地	37.6	1.0%
文教厚生用地	23.1	0.6%
公共用地	4.6	0.1%
道路用地	253.1	6.5%
運輸施設用地	218.1	5.6%
鉄道用地	0.0	0.0%
公共空地	16.4	0.4%
公園・緑地	24.0	0.6%
防衛用地	0.0	0.0%
その他の空地	4.8	0.1%
駐車場用地	0.0	0.0%
ゴルフ場	27.9	0.7%
合計	3,922.1	100%

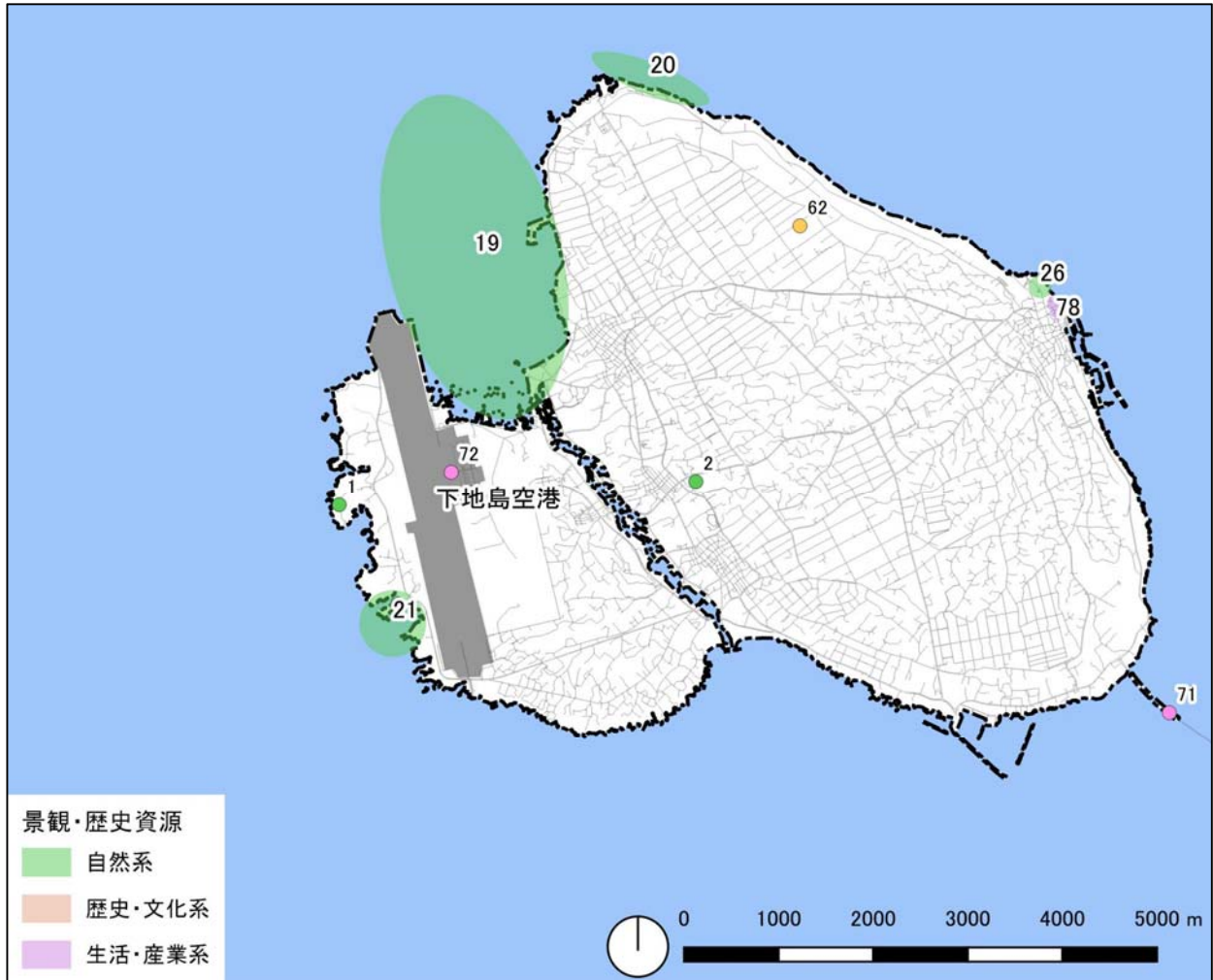
都市計画基礎調査 (H28-H30) に基づく図上計測

1-9 自然環境に関する広域的条件

(1) 景観・文化資源

伊良部島と下地島の景観・文化資源は、伊良部島の北西に佐和田の浜珊瑚礁・珊瑚面、市の記念物名勝に指定される白鳥崎岩礁海岸や下地島の西側に西珊瑚海岸一帯が広がる等、美しいサンゴ礁を有しています。佐良浜地区は、イラブナスビの植生地、伊良部島佐良浜集落の漁村景観が景観・文化資源となっています。

■ 景観・歴史資源位置図



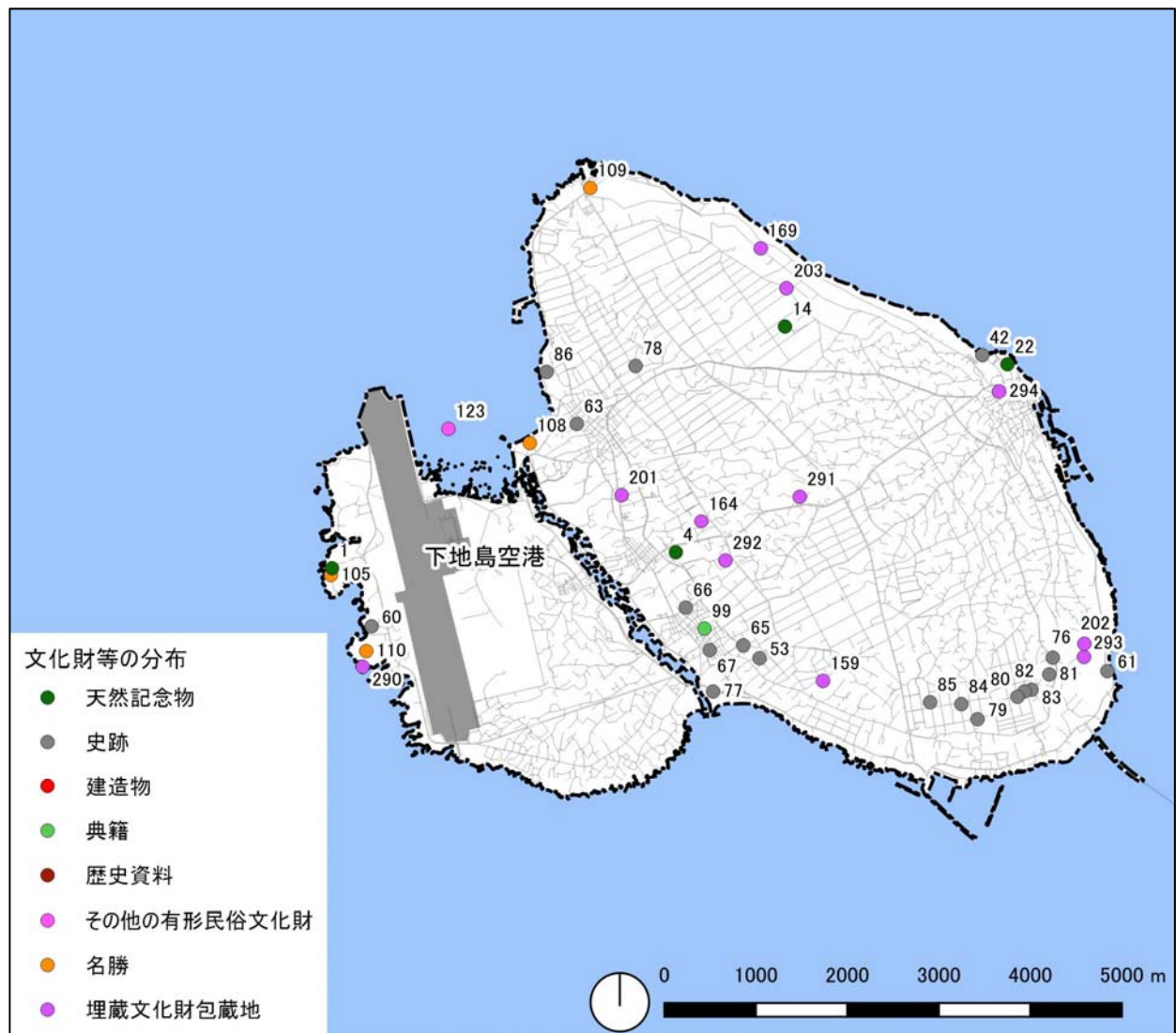
都市計画基礎調査（H28-H30）を基に作成

番号	名称	番号	名称
1	下地島の通り池	26	イラブナスビ植生地
2	国仲御嶽の植物群落	62	大竹中洞穴
19	佐和田の浜珊瑚礁・珊瑚面	71	伊良部大橋
20	白鳥崎岩礁海岸一帯	72	島の宝 100 景に選ばれた下地島空港
21	下地島南、西珊瑚海岸一帯	78	伊良部島佐良浜集落の漁村景観

(2)文化財等

伊良部島には、島の南側から西側にかけて史跡が多く点在しています。また、佐良浜地区を含め、伊良部島内には埋蔵文化財包蔵地があります。下地島西側の海岸近くにある大小 2 つの円形の池「下地島の通り池」は、国の名勝及び天然記念物に指定され、観光資源としても多くの人がおとずれています。また、240 年間にわたって佐良浜周辺の住民が使い続けていた「サバ沖井戸（サバウツガー）」は、市指定史跡となっています。

■文化財等位置図



都市計画基礎調査（H28-H30）を基に作成

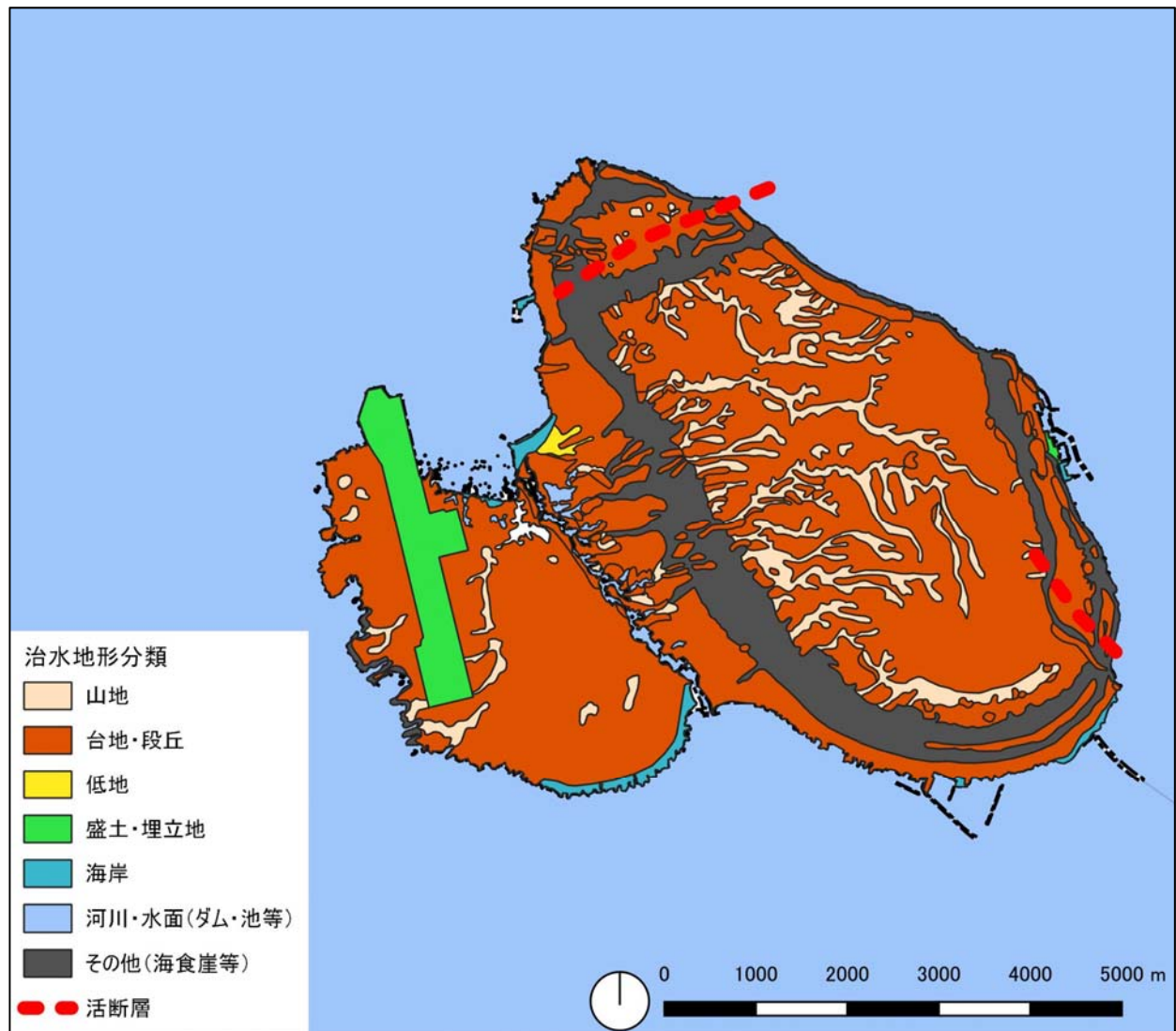
番号	名称
1	下地島の通り池(天然記念物)
4	国仲御嶽の植物群落
14	大竹中洞穴
22	イラブナスビ
42	サバウツガー

番号	名称
53	スサビミャーカ(巨石墓)
60	下地島巨岩
61	ヤマトブー大岩
63	アラガー
65	フナハガー
66	神里ガー
67	テマカ城跡
76	ピャーズ御嶽(クンマウキヤー)
77	乗瀬御嶽
78	佐和田ユークイ
79	カナマラアブ
80	ウスバリアブ
81	タウワインミイアブ
82	アブガーNO.1
83	アブガーNO.2
84	ヌドクピアブ
85	ティーズアブ
86	黒浜御嶽
99	刀剣及び古文書
105	下地島の通り池(名勝)
108	佐和田の浜珊瑚礁・珊瑚面
109	白鳥崎岩礁海岸一帯
110	下地島南、西珊瑚海岸一帯
123	魚垣
159	伊良部元島遺跡
164	国仲元島遺跡
169	佐和田元島遺跡
201	海軍特攻艇格納秘匿壕
202	佐良浜元島遺跡
203	上比屋山遺跡
290	カンギィダツ壕・カヤフフヤ壕
291	旧伊良部村の忠魂碑
292	国仲の避難壕
293	牧山陣地壕
294	佐良浜の避難壕

(3) 治水地形分類

治水地形分類については、平坦で低い台地・段丘となっており、山岳部は少なく、大きな河川、湖沼等ありませんが、島の南側は単調な海岸、西側には海食崖が続いています。

■ 治水地形分類図

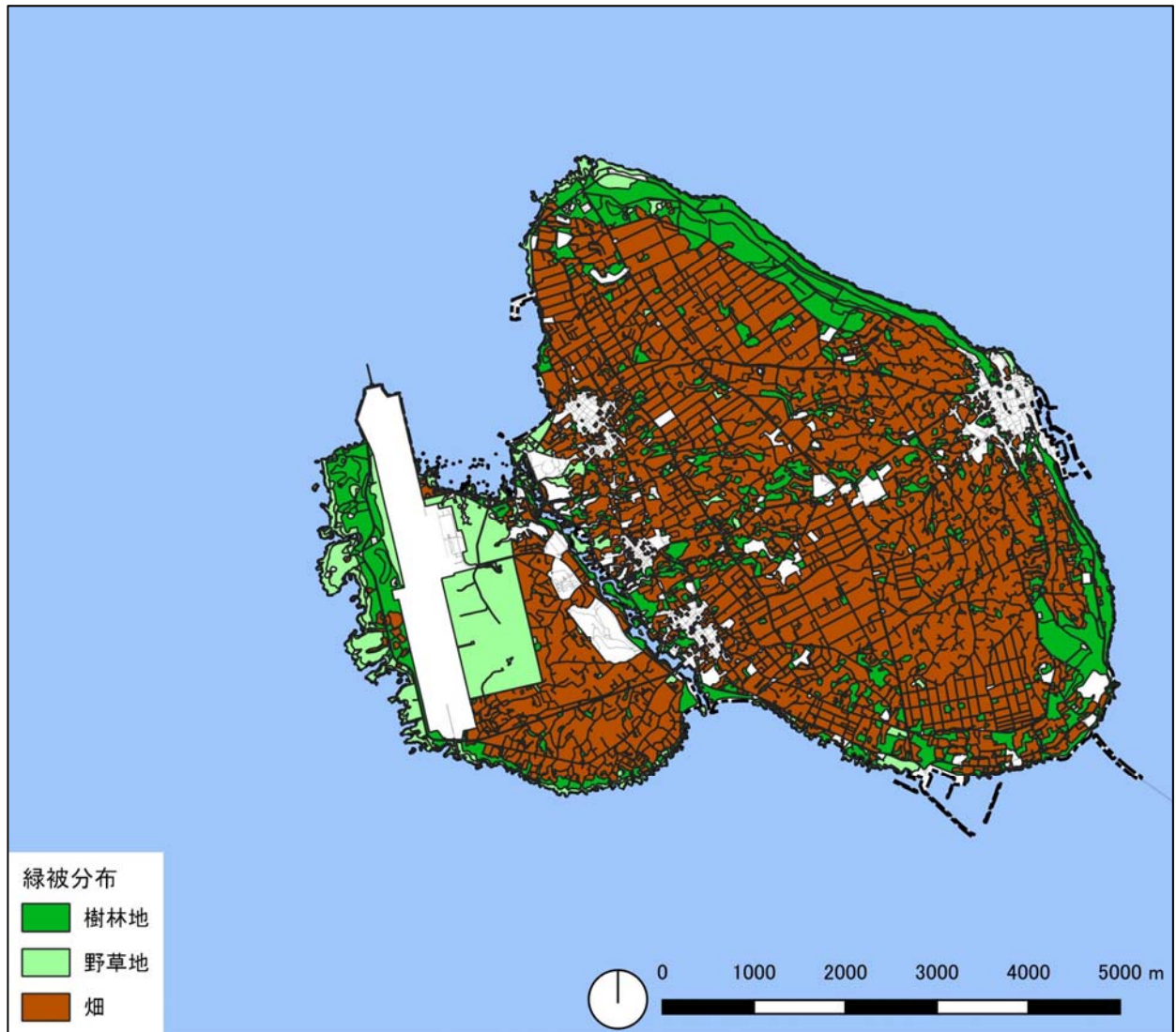


都市計画基礎調査 (H28・H30) を基に作成

(4)緑被分布

伊良部地域の大部分が畑を占めており、北西から北東にかけて樹林地が分布しています。また、下地島空港周辺には、樹林地と野草地が分布されています。

■緑被分布図



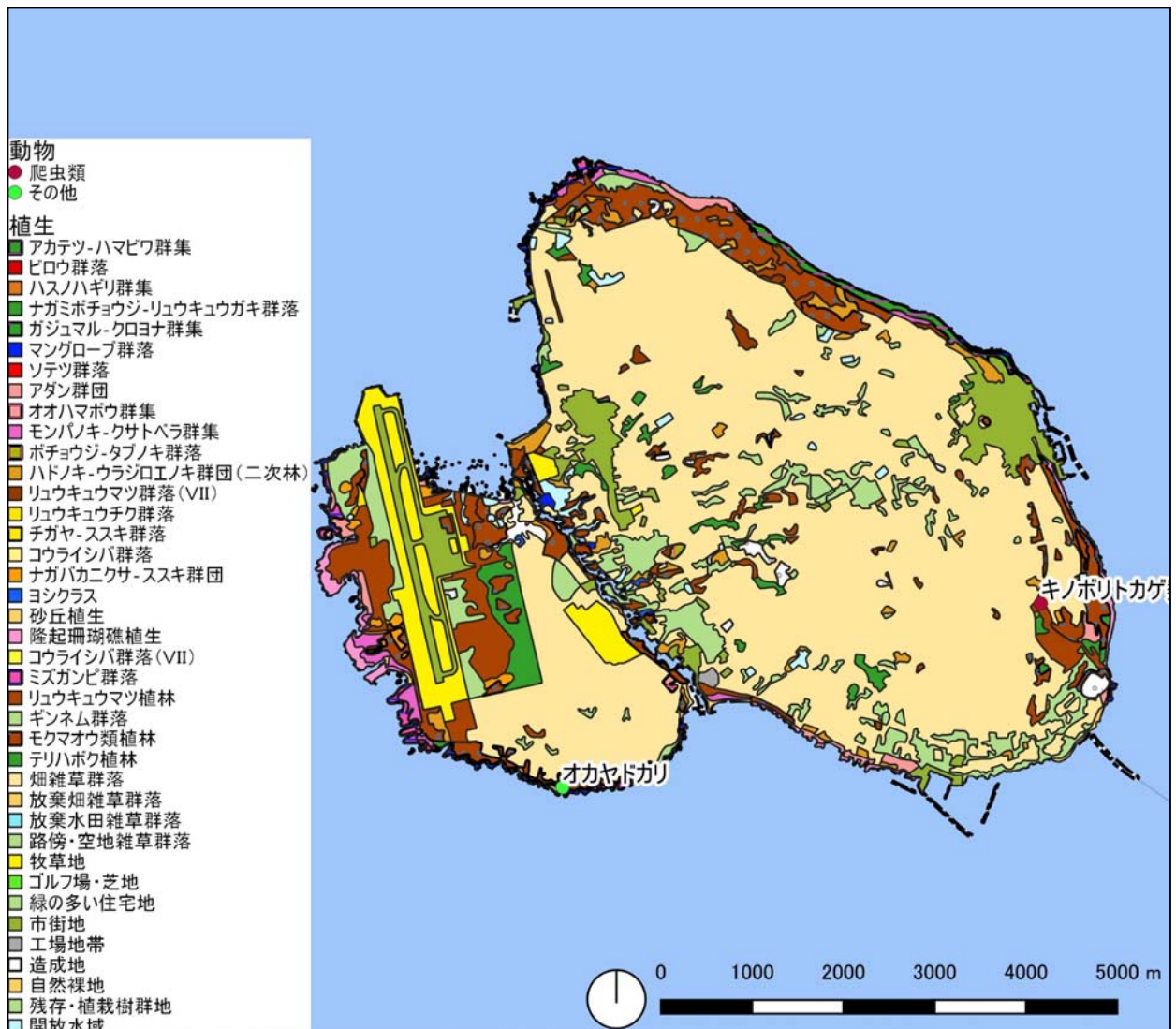
都市計画基礎調査（H28・H30）を基に作成

(5) 動植物調査

動物の分布については、伊良部島南東のモクマオウ類植林にキノボリトカゲ類、下地島南側のモクマオウ類植林にオカヤドカリが確認されています。

植生の分布については、伊良部島及び下地島の多くのエリアが畑雑草群落であり、その中に、ギンネム群落やナガミボチョウジリュウキュウガキ群落、ハドノキウラジロエノキ群団（二次林）等が点在しています。また、伊良部島の北側～北東側、及び南東側にまとまったモクマオウ類植林が分布しています。下地島の下地島空港の東側には、まとまったテリハボク植林が分布しています。

■ 動植物調査図



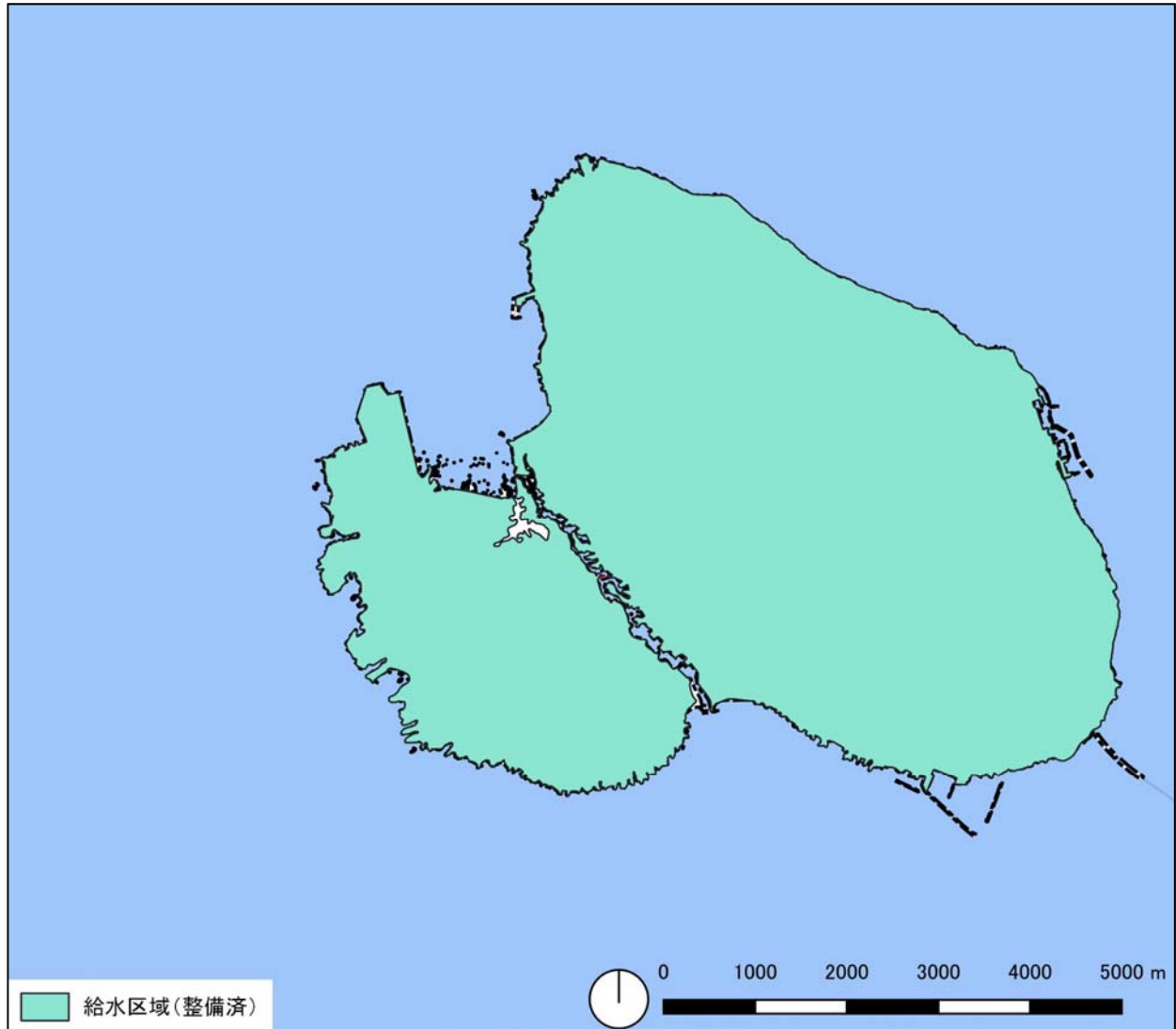
都市計画基礎調査（H28-H30）を基に作成

1-10 供給処理施設に関する広域的条件

(1) 上水道の整備状況

伊良部地域の上水道の整備状況は、伊良部大橋の開通に伴う送水管の整備等により、ほぼ全域が、上水道の給水区域として整備済みとなっています。

■上水道の整備状況図

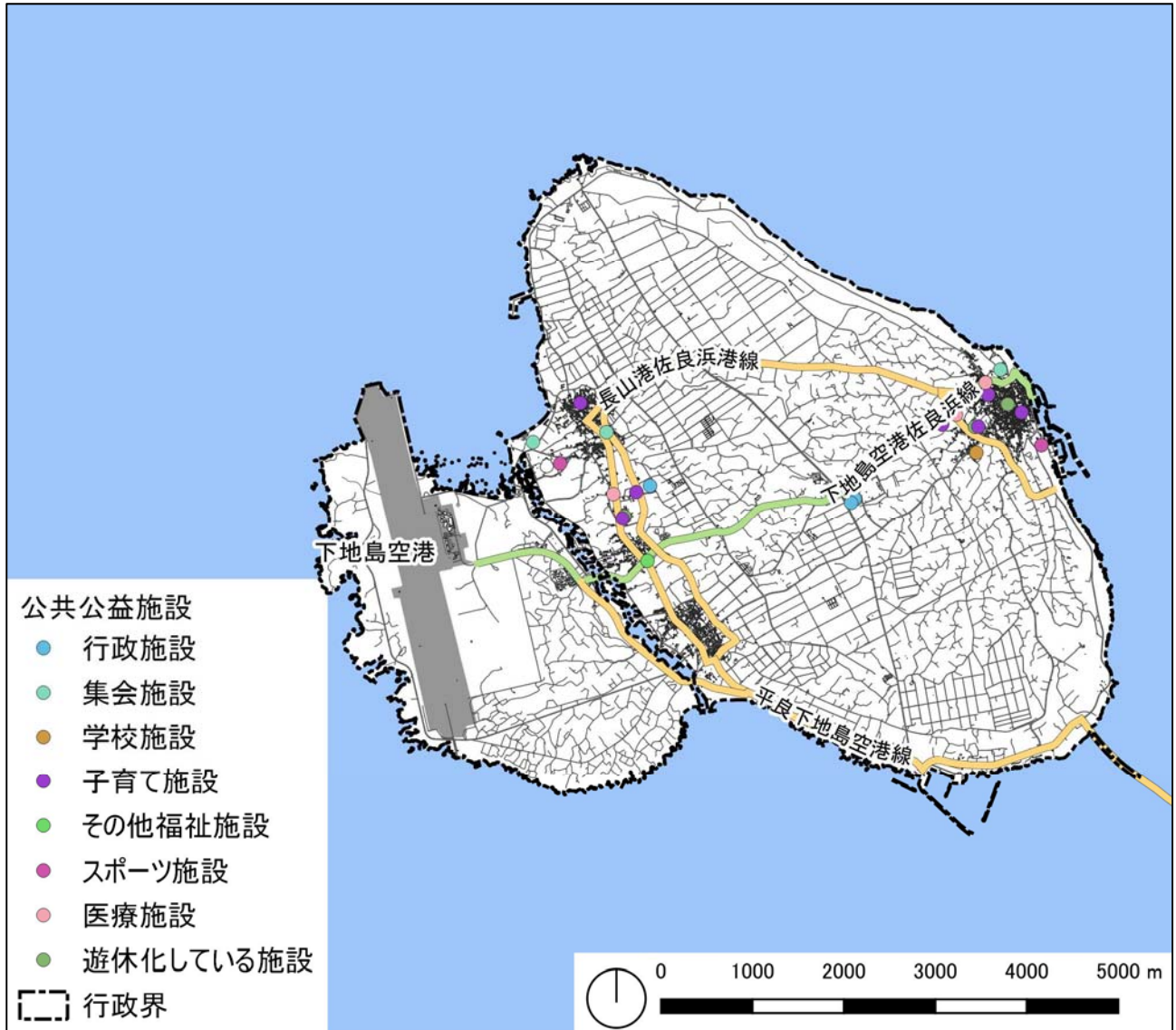


都市計画基礎調査（H28・H30）を基に作成

1-11 公共・公益施設に関する広域的条件

本地域の公共・公益施設は、旧伊良部庁舎周辺や佐良浜地区、及び西側の集落エリアに概ねまとまって立地しています。

■公共・公益施設位置図



2021年9月時点における調査を基に作成

【公共・公益施設一覧(伊良部地域、佐良浜地区)】

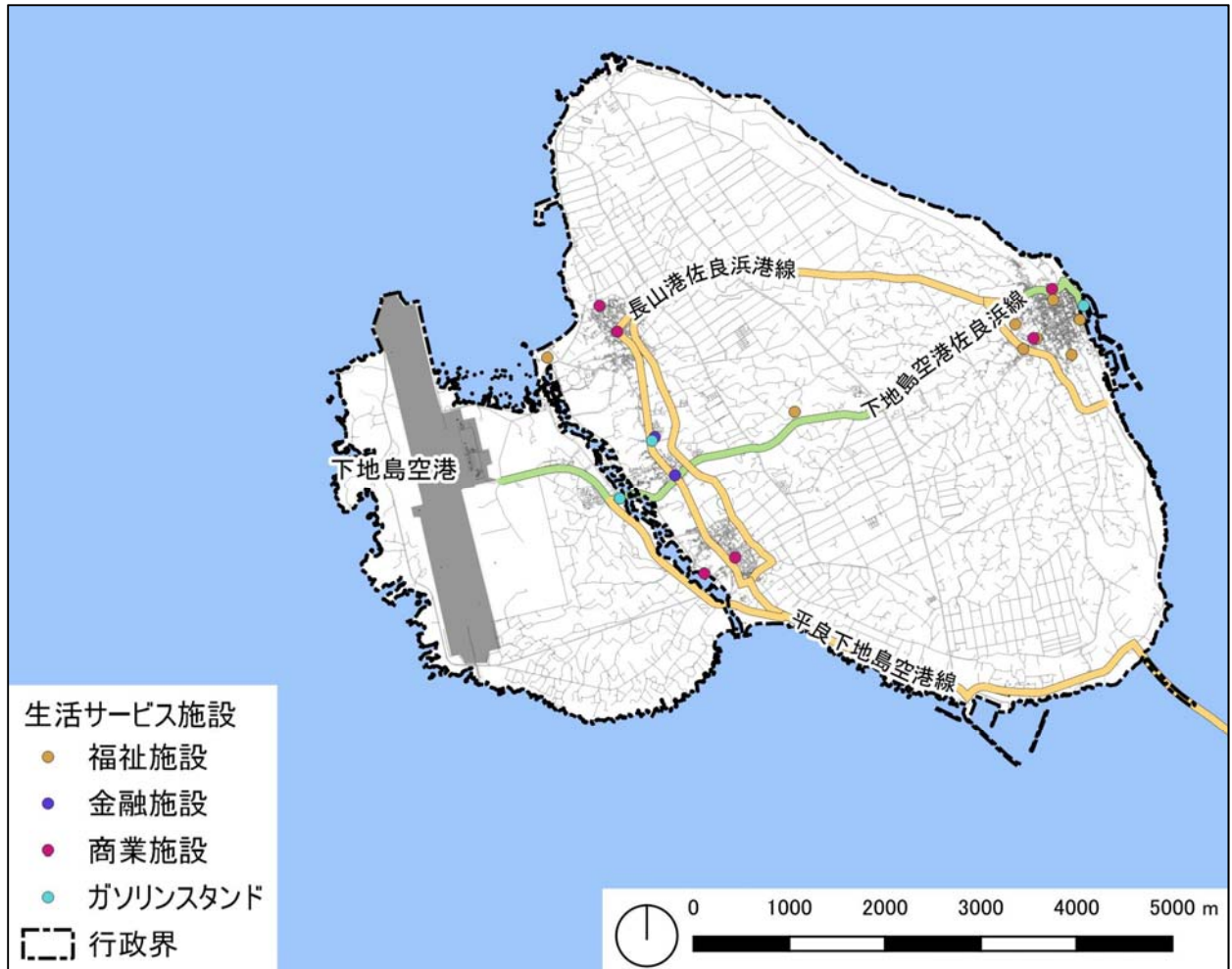
	施設類型	伊良部地域	
		伊良部地域	佐良浜地区
1	行政施設	伊良部出張所 消防伊良部出張所	宮古島警察署佐良浜駐在所
2	集会施設	伊良部公民館 長浜多目的共同利用施設 宮古島市多面的交流促進施設 女性・若者等活動促進施設 伊良部共同調理場	前里添多目的共同利用施設

3	学校施設		伊良部島小学校・中学校（結の橋学園）
4	子育て施設	伊良部幼稚園 伊良部保育所（伊良部町立南保育所） 佐和田児童館	宮古島市立佐良浜幼稚園 佐良浜保育所 池間添児童館 しろくま託児所
5	その他福祉施設	宮古島市伊良部老人福祉センター 女性・若者等活動促進施設	
6	スポーツ施設	宮古島市伊良部勤労者体育センター	宮古島市佐良浜スポーツセンター
7	医療施設	伊良部中央歯科医院	医療法人中部徳洲会伊良部島診療所 佐良浜歯科医院
8	現在遊休化している施設	旧伊良部小学校	旧佐良浜郵便局 旧佐良浜小学校

1-12 生活サービス施設に関する広域的条件

本地域の生活サービス施設は11件あり、佐良浜地区にまとまって立地しています。そのほかの地区においては、伊良部島西部の各集落に点在して立地しています。

■生活サービス施設位置図(伊良部地域、佐良浜地区)



2021年9月時点における調査を基に作成

【生活サービス施設一覧(伊良部地域、佐良浜地区内)】

	施設類型	伊良部地域	
		伊良部地域	佐良浜地区
1	福祉施設	指定短期入所生活介護事業所 松風園 すこやかヘルパーステーション 宮古島市社協指定居宅介護支援事業所いらび	更竹ヘルパーステーションいらび さらはま デイサービス 憩いの家いずみ小規模多機能型居宅介護事業所 住宅型有料老人ホームさらはまあさひ さらはま ヘルパーステーション
2	金融施設	JA おきなわ伊良部支店 伊良部郵便局	佐良浜郵便局

	施設類型	伊良部地域	
			佐良浜地区
4	商業施設	まるきスーパー 下地スーパー スーパーみなみ 天願商店	A コープさらはま店 (有)フレッシュハウスシモジ ファミリーマート宮古伊良部店
5	ガソリンスタンド	(有)豊見山石油 みなみ給油所 ENEOS 伊良部給油所	ENEOS 佐良浜 SS

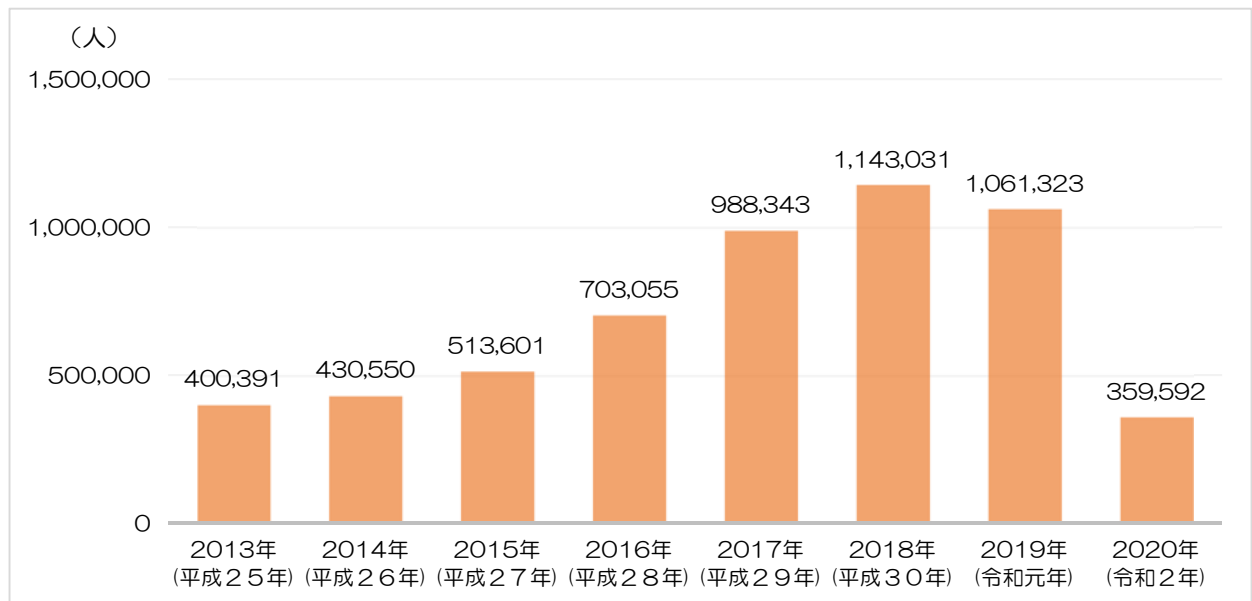
1-13 観光における本地区の役割

(1) 宮古島市の観光客推移

本市の直近約 10 年間の年間入域観光客数の推移をみると、2013（平成 25）年から 2018（平成 30）年にかけて約 3 倍（+74 万人）に増加しています。しかし、平成 30 年の 114 万人/年をピークに新型コロナウイルス感染の影響等により減少しています。

月別入域観光客数をみると、5月から10月にかけて多い傾向となっており、特に8月がピークとなっています。一方、11月から2月にかけてはピーク時の約4割となっています。

【年間入域観光客数の推移(平成 25 年～令和 2 年)】



宮古島 HP を基に作成

【月別入域観光客数(平成 25 年～令和 2 年)】

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
4月	24,152	26,929	40,533	61,829	87,224	99,210	88,178	10,828
5月	23,530	26,998	37,929	64,979	86,438	113,637	83,662	5,666
6月	29,432	29,602	44,106	70,739	102,406	101,066	109,034	21,159
7月	39,668	45,426	47,118	78,508	113,507	121,602	111,694	44,334
8月	42,139	46,383	52,877	85,534	126,269	134,865	115,426	27,421
9月	46,513	47,448	53,875	70,604	85,071	109,975	105,319	40,135
10月	36,292	38,679	51,013	62,956	91,644	111,342	129,169	55,796
11月	26,486	28,081	32,674	37,865	56,269	74,284	103,044	50,215
12月	30,070	30,048	31,938	38,272	51,677	60,085	76,621	45,950
1月	27,324	29,797	33,610	35,546	51,211	65,632	47,748	15,544
2月	35,857	36,987	41,820	43,677	57,377	69,923	49,191	11,947
3月	38,928	44,172	46,108	52,546	79,250	81,410	42,237	30,597
合計	400,391	430,550	513,601	703,055	988,343	1,143,031	1,061,323	359,592

宮古島 HP を基に作成

(2)下地島空港の利用者数の推移

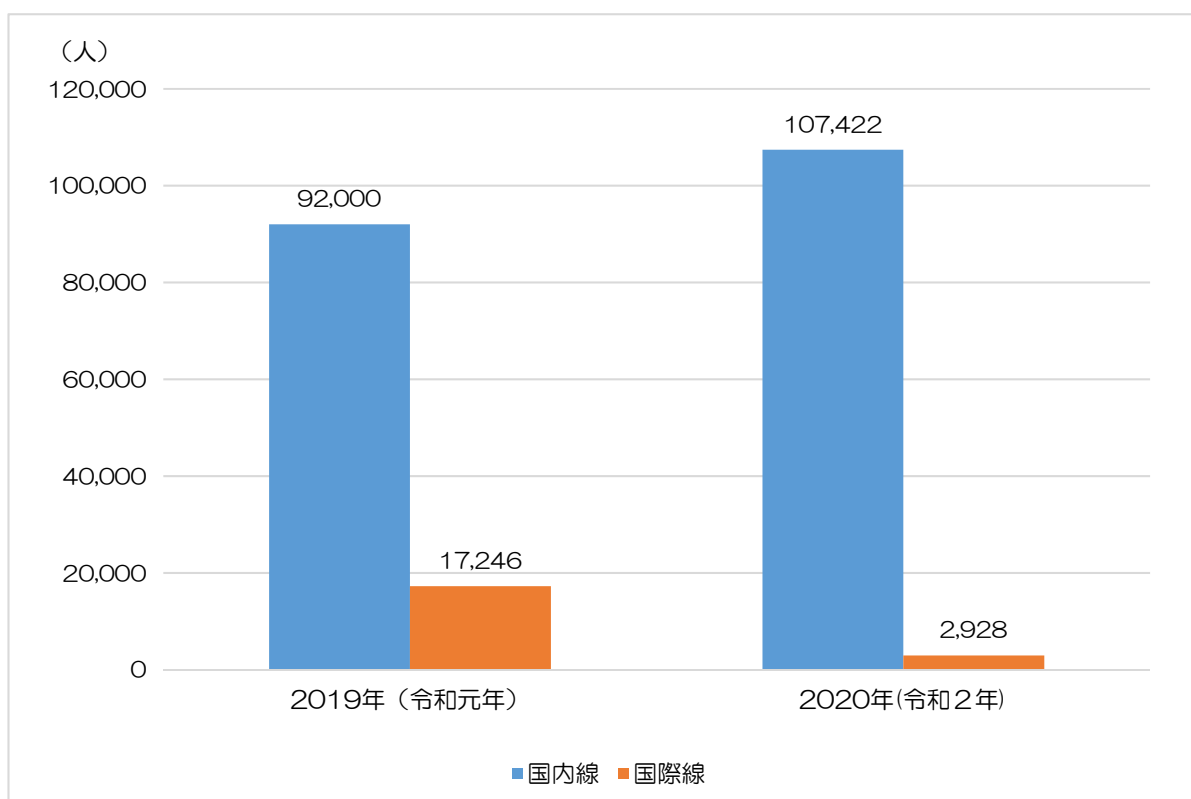
下地島空港は成田線や関西線など大都市圏からの定期便に加え、宮古圏域初の国際線が運行しています。

令和元年度の利用者は、国内線 92,000 人、国際線は 17,246 人と年間約 11 万人の利用がありました。しかし、令和2年は新型コロナウイルスの感染拡大もあり、国際線の利用者が 2,928 人と約 6 割減少しましたが、国内線は 107,422 人と令和元年を上回っています。

【下地島空港の利用者数】

単位：人

	2019年（令和元年）		2020年（令和2年）	
	国内線	国際線	国内線	国際線
1月	0	0	4,520	2,398
2月	0	0	4,346	530
3月	755	0	5,874	0
4月	6,303	0	1,455	0
5月	5,697	124	0	0
6月	6,928	646	1,470	0
7月	16,810	1,717	11,331	0
8月	17,109	3,816	10,360	0
9月	12,394	3,557	12,321	0
10月	13,705	3,008	16,606	0
11月	7,757	2,142	20,196	0
12月	4,542	2,236	18,943	0
合計	92,000	17,246	107,422	2,928

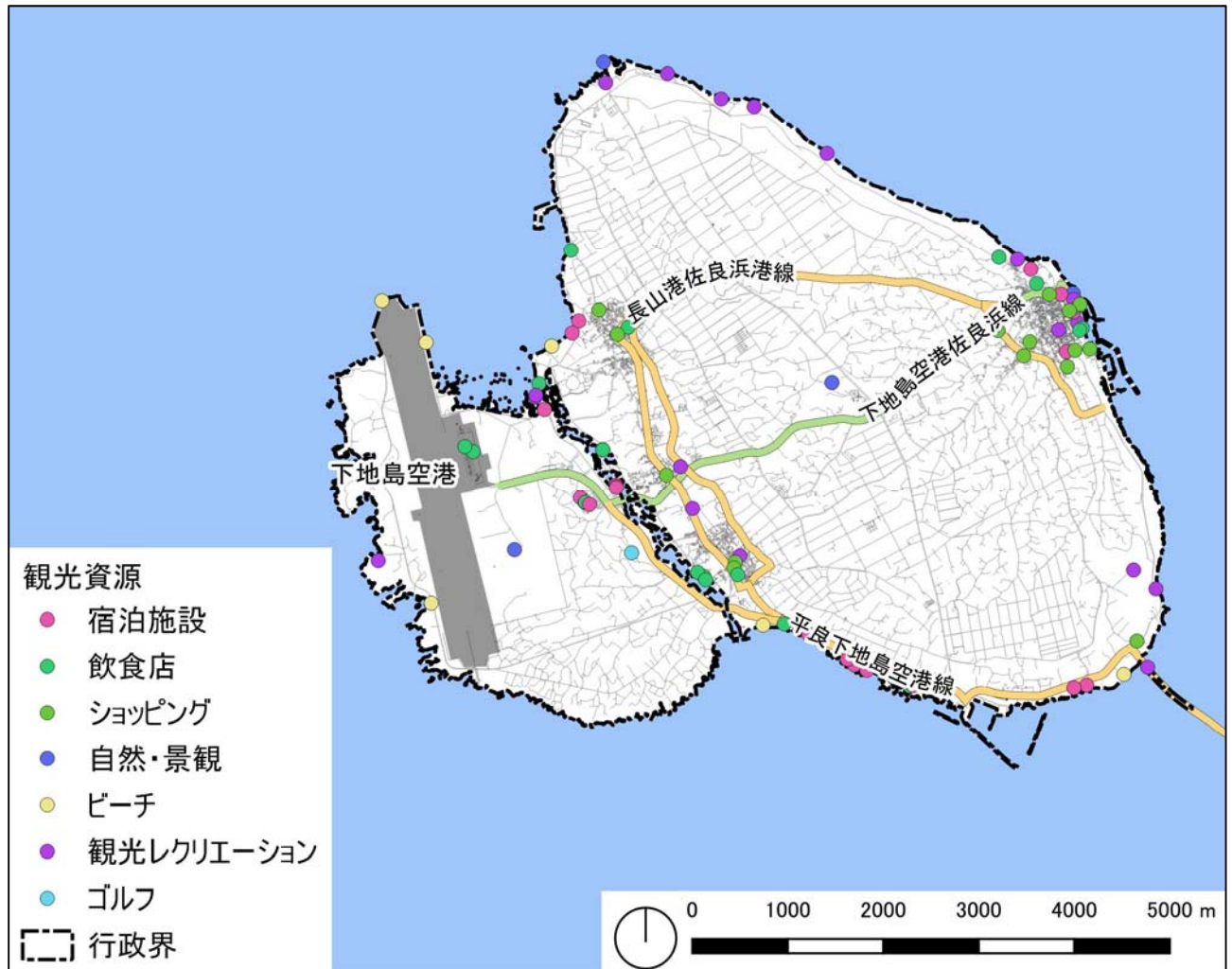


国土交通省：空港管理状況を基に作成

(3)伊良部地域の観光資源

本地域は「自然・景観」をはじめ、「ビーチ（海浜など）」、「観光レクリエーション」、「史跡・名勝」等の多様な観光資源を有しており、大部分が伊良部島の沿岸部に点在しています。

■伊良部地域の観光資源図



【伊良部地域の観光資源一覧】

施設類型	伊良部地域	佐良浜地区
宿泊施設	○ヴィラリゾート ○島宿いら風 Island Stay IRABU ○D-Resort ○i love 385 ○イラフ SUI ラグジュアリーコレクションホテル 沖縄宮古 ○D's GROW RESORT Infinity Pool Villa TOGUCHINOHAMA ○フェリスヴィラスイート伊良部・佐和田	○Village 海と空 ○ゲストハウスあやぐやー ○島宿あぐ家 ○Villa Sanahama ヴィラ・サナハマ ○ゲストハウスオーシャン伊良部島

施設類型	伊良部地域	
		佐良浜地区
	<ul style="list-style-type: none"> ○フェリスヴィラスイート伊良部島・佐和田～離れ～ ○ホテルていだの郷 ○下地島コーラルホテル ○Villaze ビラゼ ○LagoonVilla 龍星 ○Day's Beach Hotel 瑞兆 ○紺碧ザ・ヴィラオールスイート ○ソラニワホテルアンドカフェ ○オーシャンハウス in さしば 	
飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ○Blue Turtle ○cafe & yado como ○Coral Island (コーラルアイランド) ○蟹蔵 ○ボッタ (BOTTA) ○Grab&Go ○Cafe&Bar ○レストランさしば ○國仲商店 ○伊良部そばかめ ○いっせきにちょう ○琉宮 ○レストラン入江 	<ul style="list-style-type: none"> ○おーばんまい食堂 ○佐良浜ダイニングいちわ ○あぐ家の横ちゃん ○Guest House&CAFE NaNa ○びじゃし
ショッピング	<ul style="list-style-type: none"> ○いらぶ大橋 海の駅 ○DESLIE sail out to the sea. ○スーパーみなみ ○シモジスーパー ○まるきスーパー ○天眼商店 ○手登根商店 ○ナナホシ商店 	<ul style="list-style-type: none"> ○いんしゃの駅・佐良浜 ○おみやげの田舎屋 ○伊良部島特産品販売店 友利かつお加工場 ○恵鮮魚店 ○A コープさらはま店 ○ファミリーマート 宮古伊良部店 ○フレッシュハウスシモジ ○仲松屋商店 ○さらはま薬品 ○上地薬局よこだけ店
自然・景観	<ul style="list-style-type: none"> ○白鳥崎 ○帯岩 ○イグアナ岩 ○ヤマトブー大岩 ○白鳥崎 西海岸公園 	<ul style="list-style-type: none"> ○大主神社 ○サバウツガー
ビーチ	<ul style="list-style-type: none"> ○魚垣 ○佐和田の浜 ○渡口の浜 ○中の島海岸 ○デイズビーチ ○17ENDビーチ 	
観光レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ○伊良部大橋 ○フナウサギバナタ展望台 ○サバ沖展望台 ○牧山展望台 ○佐和田の浜 展望台 	<ul style="list-style-type: none"> 伊良部島観光ガイド 伊良部島ツアー マカナ ぷくぷく カラオケ一番地

施設類型	伊良部地域	
		佐良浜地区
	<ul style="list-style-type: none"> ○白鳥岬公園 ○伊良部マリンセンター ○島海空 ○伊良部島ガイドピクニック ○ハーミットクラブ宮古島 	
ゴルフ	○サシバリンクス伊良部	

観光ガイドマップ等を基に作成